午前10時00分 開 会

○委員長(桐生清太郎君) 皆さん、おはようございます。定刻でございますので、ただいまから 決算審査特別委員会を開会します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたします。

本会議において当委員会に審査を付託された議案は、認定第1号から認定第16号までの計16件であります。

本日は、認定第1号 平成22年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。 決算の審査に入る前に、市長からあいさつをお願いします。

吉田市長。

○市長(吉田和夫君) おはようございます。めっきり秋らしくなりまして、そしてまた忙しいと ころでありますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日から3日間でありますが、平成22年度の一般会計、それから特別会計及び公営企業会計の各会計に係る歳入歳出の決算の認定でありますが、委員各位からご審議をお願いいたしまして、簡単でありますが、あいさつとさせていただきます。ご苦労さまであります。

○委員長(桐生清太郎君) これより認定第1号 平成22年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定 について審査を行います。

審査の進め方については、原則 1 款ごとに歳出の審査を行い、歳出終了後に歳入の審査を行い ます。また、各款に共通する事項についての質疑は、歳出、歳入の各款ごとの質疑終了後に行い ます。

採決は28日、付託案件の質疑終了後に行います。なお、意見の聴取については、各議案の採決 終了後に行いますので、よろしくお願いします。

これより審査に入ります。質疑をする際には起立をし、簡潔にお願いいたします。

お諮りいたします。歳出の第1款議会費及び第2款総務費については、一括して審査したいと 思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご異議がないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款議会費及び第2款総務費について説明願います。

三宅総務課長。

○総務課長(三宅政一君) おはようございます。それでは、認定第1号 平成22年度一般会計歳 入歳出決算の説明について説明させていただきます。事項別明細書に基づきまして、歳出の主な 内容につきまして説明させていただきます。

それでは最初に、95ページの第1款議会費では、主なものは市議会議員の報酬及び市議会の運営に要する費用であります。

次に、99ページの第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、主なものは136名の 区長報酬のほか職員の給料、手当等であります。

次に、101ページの電算管理費につきましては、14節使用料及び賃借料で電算システム賃借料 及び住民情報システム賃借料等が主なものであります。

それから、103ページの3目文書広報費では、11節需用費の市報たいないの発行に係る印刷製本費が主なものであります。

次に、105ページの6目企画費につきましては、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料では、庁内情報ネットワークシステム及び総合行政ネットワークシステム等に要する支出であり、19節負担金補助及び交付金では、新発田地域広域事務組合負担金、地域公共交通協議会負担金、生活交通確保対策運行費補助金が主なものであります。

107ページの7目財産管理費では、本庁舎の維持管理費のほか、15節工事請負費で庁舎エレベーター改修工事、自転車小屋塗装工事が主なものであります。

次に、109ページの8目交通安全対策費では、15節工事請負費でカーブミラー設置16件、道路 区画線等の道路表示15カ所に要した経費が主なものであります。

次に、113ページ、12目諸費では3.11東日本大震災の被災者支援に係る経費2,153万1,000円のほか、23節償還利子及び割引料では市税過誤納等還付金に要した経費であります。

115ページの13目財政調整基金費は、財政調整基金積立金であります。

次に、2項徴税費、1目税務総務費では職員の給料、手当等であり、117ページの2目賦課徴収費では24年1月実施の固定資産評価替準備作業であり、13節委託料、標準地評価委託料のほか、電算システムに係る経費であります。

次に、119ページの3項戸籍住民基本台帳費では、職員の給料、手当のほか、14節使用料及び 賃借料で戸籍システム基本ソフト賃借料、戸籍総合システム賃借料が主なものであります。

それから、12ページの4項選挙費では、2目参議院議員通常選挙費、3目新潟県議会議員一般選挙費、4目胎内市議会議員選挙費については、いずれも選挙の執行に要した経費であります。 次に、125ページの5項統計調査費、1目統計調査費では国勢調査に要した経費であります。

以上で1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を行います。 ご質疑願います。

小林委員。

○委員(小林兼由君) おはようございます。95ページの報酬でありますが、これは市長に伺いたいのですが、時代背景はわかりますけれども、今の胎内市の議員報酬では、専門職になり得ない、それと若手が立ち上がれないと感ずるわけです。そこで、報酬等審議委員会もありますけれども、これは市の強い指導が必要なのではないかと感ずるわけですが、市長その辺はどのように感じて

- いるかと、108ページの負担金補助及び交付金の中で、地域公共交通協議会負担金というのが急に1,500万円も今年度増えているわけですが、この理由についてお伺いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 吉田市長。
- ○市長(吉田和夫君) この議員の報酬でございますが、私も私なりで新潟県内の20市の関係調べているわけでありますけれども、市町村合わせましてでも後ろから二、三番目ということで私も覚えているわけでありますが、いずれにしましても、この報酬委員会につきましても、いろいるな書類関係も提出し、報酬審議会に諮問しているわけでありますけれども、何とか私は少なくとも類似団体並みに上げたいというのが私の基本的な考えでありますけれども、いずれにしましても、審議会の方々にこうしてください、ああしてくださいという意見は私のほうから述べておりません。したがいまして、書類上の関係で審議委員の報酬委員会のほうで審議されると思っております。ただ、やはり低いものですから、これは十分今後のことにつきましては考えていきたいと思いますが、私なりでの考えはそうでありますので、報酬審議会の委員の方の意見は聴取してございますので、これから皆さんの報酬につきましても十分考えながら進ませていただきたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 川又総合政策課長。
- 〇総合政策課長(川又 昇君) おはようございます。ただいまの地域公共交通協議会への負担金の関係でございますが、第1番には国交省の補助金が減ったというのがございます。それともう一点は、朝と夕方にもう一便ずつ増便しているという関係上、ちょっと増えております。以上でございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 市長のただいまの答弁では、別に諮問委員会に任せていると、別に指導もしていないということでしたが、では諮問委員会ではどういう意見が出されているのか、ここで言えますか、市長。言っても差し支えありませんか。
- ○市長(吉田和夫君) 差し支えありません。
- ○委員(小林兼由君) では、お願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。
- ○総務課長(三宅政一君) 諮問委員会につきましては、諮問委員の方々に議員の皆様の報酬をアップさせるべく資料等を提出してお願いしているわけですが、諸般の世間の情勢にかんがみて、現行どおりというような意見が大勢を占めた関係上、据え置きになったというふうに聞いております。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 住民の強い風当たりは重々承知していますし、こんなこと言うと自分のことを言っているのではないかと思われる節もあるかもしれませんけれども、決して私ごとではな

く、やはり私は議会に対してもうちょっと若い人が立ち上がるべきではないかと常々感じていた わけです。でも、その中で報酬、報酬というと、いかにも報酬のために議員やっているような感 じに受け取られるとこれ困るのですけれども、でも実質この今の俸給では、生活は成り立ちませ ん、若い人は。だから、そういう点でそういう門戸を開く必要があるのではないかと。専門職に なり得るような議員を育てるべきだと私はそう思っているのです。だから、その中ではそれには やはり最低限度の生活を保障する報酬でなければ、もうこれからの議会は恐らくそんなこと差し さわりある人はごめんなさい。何かよその会社定年になったり、仕事を持っていて、ああ、ちょ っと仕事あれだから、金ちょっと足りないから、では議員でも立候補してみようかというような 感じで報酬取りで議員になってもらっては困ると思うのです。もう少し私もなんかも勉強不足で すけれども、そういった面でもよそに誇れるようなやはり胎内市であってほしいと、私今後に期 待するのです。そういう面で、その報酬等審議委員会にもやはりただ任せてお願いしますではな くて、時代背景はあります。住民の声は強いです。でも、それを押して指導すべきではないかと、 そういうことをやはり説明してやるべきではないかと思うのです、その審議会に。その人たちが そんなに審議委員会だから全部答えていたのがみんなああ、そのとおりだというわけではないで しょう。だから、そうでなければ審議委員会の人たちを入れかえて、本当にそれにふさわしい人 を報酬等審議会に選任すべきだと思うのです。その辺どうですか、もう一回市長にお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 吉田市長。
- ○市長(吉田和夫君) 小林委員さんの強い意見も参考にしながら、審議委員の方に話はしていき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) 私のほうから3点ほど質問させていただきます。

1点目は、100ページの一般管理費の9節旅費についてでございますが、今回旅費について不用額が24万円ほど上がっております。率にして大体15%ぐらいということで、この執行が予定どおり行われたのかどうか、この余った理由について、どんな形で旅費が余ったのかなというのが1点。

あとそれから、114ページのNI友好会館の部分、管理費ということで、不用額が300万円ぐらい出ております。一応22年度から貸すというか、そういう業務をやめたわけですが、今後将来どういう形で生かしていくのか、どう計画されているのか、この辺をお伺いしたい。将来どうするのだという部分をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

118ページの下のほうの13の委託料なのですが、先ほど課長さんから説明ありました標準地委託料という部分、これ800万円もかけてどんなことをやっているのかなと。数年に1回の業務だと思うのですが、その辺を3点お聞かせ願いたいなと思います。

○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。

- ○総務課長(三宅政一君) 初めに、一般管理費の普通旅費の不用額という話でありますが、これらにつきましては、職員の全体の研修に要するもの、あるいは臨時職員に対する研修に要する旅費等、この中では1本で上がっていますけれども、中に入ると細分化された中での予算振り分けというような形になっておりまして、ある程度の余裕を持って進めさせていただいているという次第であります。それらの関係上、単純に24万円だというものではなく、ここで3万円余り、こっちでは5万円余りというような形になりました関係上、このような形でなっております。職員全体の研修に要する旅費が大多数であるというものであります。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 川又総合政策課長。
- ○総合政策課長(川又 昇君) 2点目の質問でございますが、友好会館の不用額ですが、こちらは委員さんご指摘のとおり、貸し館業務を中止したことによります。それともう一点ございまして、今後どうするのかということですが、こちらも今NSGさん並びに学校法人太平洋を通じまして、いろいろ調整はしているのでございますが、今のところまだ色よい返事はいただいていないというようなことで、当分続けざるを得ないのかなというような感じでおります。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 吉田市長。
- ○市長(吉田和夫君) この友好会館の将来像ということでご質問を受けたわけでありますが、まず私は2点ほどちょっとクリアしなければならない部分もあるわけで、毎年毎年議員の方から質問を受けております友好会館関係であります。あそこは、当時県から9億円ぐらい補助金としていただいて、今維持しているわけでありますが、いずれにしましても、使わないということになりますと、非常に維持があるいは老朽化をしてくるわけであります。大雪になりますと傷んできて、またつぶれるということも県のほうには言っているわけでありますが、いずれにしましても、事務レベルでの関係につきましては、ちょっと待ってくれ、待ってくれということばかりでありますので、いずれにしましても、友好会館をクリアするにはどうすればいいかということを一つ今考えているわけで、毎年同じ意見であり、また申しわけないと思っております。

ただ、もう一つはこの将来像でありますが、いろんなあちらの池田さんのほうでは考えがあるかと思うのでありますが、まだ具体的には示されておりません。いずれにしましても、具体的に示されましたら、また議員の皆様にご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 久保田税務課長。
- ○税務課長(久保田雅勝君) 3点目の標準地評価委託料ということでございますが、今ほど総務 課長から説明されましたとおり、平成24年度評価替に伴います標準宅地の不動産鑑定評価を実施 いたしまして、これにつきましては、宅地116地点を不動産鑑定士に依頼したものでございます。 あと7月1日現在で、県のほうで行う地価調査により、不動産鑑定士から地価の下落が認められ たことに伴いまして、またそれに伴いました委託も34点宅地がございます。そういうような調査

をいたしました。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) 1点目の研修の費用が24万円ほど余った、全員の旅費研修用の結果余ったというお話でございました。私はやはり足りないぐらいぜひこういうのは使っていただいて、職員の活性化とか、そういうふうなのにしてもらいたいという希望です。ですから、余すのではなくて、全部使い切るぐらいの形で勉強していただいたり、外を見ていただいたり、そんな形で使ってほしいというふうに思っています。

あとNI友好会館については、今市長からお話がありました。ぜひ早急にそれはもちろん私もいろいる承知しておりますが、活用できるように、できなかったらやめるという方向性も含めて考えていただければというふうに思います。

以上です。

- ○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。
- ○総務課長(三宅政一君) できるだけ満額使うように努めてまいりますが、予算科目上はこのような形になっていますが、この中に各事業ということで、総務課で使う事業の旅費、それから一般研修で使う事業の旅費というような形で、数本のものが入っている関係上、その端数処理したものがここに計上されてきているというような関係もございますし、その職員につきましては、新潟県の自治研修所で行う研修が数多くあります。それについては、宿泊というようなものもありますし、今職員は交通も便利になったので、新潟西バイパスも完成したことによりまして、車での通勤が可能になったということで、宿泊から日帰りになっているという関係で、旅費が圧縮になってきているというような面もございます。いろいろな形のものが複合的に組み合わされてこのようにちょっと減額させていただいたという形です。研修については、できるだけ数多く出席していただき、職員の資質の向上に努めさせていただきたいと思いますので、どうも貴重なご意見ありがとうございました。
- ○委員長(桐生清太郎君) 川又総合政策課長。
- ○総合政策課長(川又 昇君) ただいまのご指摘いただきました友好会館の活用につきましては、 委員さんのご指摘を参考にさせていただきまして、なるべくいい方向になるように十分検討させ ていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第1款及び第2款の質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費について説明願います。

職員の入れかえがございますので、少々お待ちください。 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長(天木秀夫君) それでは、私のほうから第3款民生費について説明申し上げます。 129ページの第3款民生費であります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費については、職員の人件費のほか131ページの19節負担金補助及び交付金では5つの集落集会所増改築補助金、それから民生児童委員協議会の運営活動に係る補助金、それから戦没者慰霊祭に係る遺族会への補助金、社会福祉協議会への人件費、事業費補助金及び福祉関係団体への補助金であり、28節繰出金の保険基盤安定繰出金及び国民健康保険事業繰出金では、国民健康保険事業の財政安定を図るため、政令の定める基準に基づき国民健康保険事業会計に繰り出したものであります。

次に、131ページの2目総合福祉センター費については、乙総合福祉センターの施設維持管理 運営に係る経常経費であります。

次に、3目心身障害者福祉費については、133ページの13節委託料では、障害者自立支援法による地域生活支援事業で相談支援事業、生活支援、生活サポート事業、日中一時支援事業、移動支援事業、それから地域活動支援センター事業など、サービス提供事業所への委託料、それから19節負担金補助及び交付金では、障害者施設の建設費及び運営費の負担金、20節扶助費では障害者自立支援法による自立支援給付で介護給付のホームヘルプなど訪問系サービス、デイサービスなど日中活動系サービス、機能訓練など訓練等給付、施設入所支援など居宅系サービス及び自立支援事業であります。

次に、135ページ、4目老人福祉費については、13節委託料では養護老人ホームへの老人福祉施設入所措置事業、自立した生活が継続できるようシルバー人材センター等の人材を派遣して、日常生活を支援する軽度生活支援サービス事業など、訪問型サービス及びデイサービスセンターの生きがいづくりの通所型サービスであります。

次に、137ページ、19節負担金補助及び交付金では、新発田地域老人福祉保健事務組合負担金として養護老人ホームあやめ寮とひめさゆり運営費、シルバー人材センター運営費負担金、新潟県後期高齢者医療広域連合負担金として、医療給付費の12分の1と事務費負担分の支出、それから老人クラブ補助金並びに老人福祉施設建設費補助金ほか、介護基盤緊急整備臨時特例補助金及び地域介護福祉空間推進補助金については、介護サービス施設であるグループホーム黒川などへのスプリンクラー設置に係る補助金であります。28節繰出金では、老人保健事業や後期高齢者医療、介護保険事業の各特別会計へそれぞれの定められた負担割合により算定した金額を繰り出したものであります。

5目老人福祉費、15節工事請負費については、デイサービスセンターいわはら荘、栗木野荘の 空調機及び浴室の改修の工事であります。

それから、6目高齢者センター費については、樽ケ橋にあります有楽荘の施設維持管理運営に

係る経常経費であります。

139ページ、7目地方改善整備費については、人権教育啓発推進に関するものとなっております。

8 目介護支援費については、黒川庁舎にあります居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人件 費が主なものであります。

それから 141ページ、 2 項児童福祉費、 1 目児童福祉総務費については、 8 節報償費では乳幼児健診での絵本のプレゼント、それから 3 人目以降の子供を出産された母親に支給する健康母子手当、それから 13節委託料では母子を入所保護する母子生活支援施設入所委託、 143ページ、 20節扶助費では母子、父子家庭に支給する児童手当、 医療費を助成するひとり親家庭等医療費助成であります。

それから、2 目児童措置費については、保育士、職員及び臨時パート職員の人件費のほか、145% ージ、13節委託料では私立保育園運営委託及び保育施設保守点検維持管理委託など、147ページ、19節負担金補助及び交付金では私立保育園が実施する特別保育事業等に対する補助金、20節扶助費では児童手当及び子ども手当となっております。

次に、3目児童福祉施設については、なかよしクラブの運営に係る経費であります。

次に、149ページ、生活保護費、1目生活保護総務費については、職員の人件費、18節備品購入の生活保護システムは、生活保護受給者と業務量の増加の対応及び医療扶助レセプトの管理に係る事務の効率化、迅速化を図るためのものであります。

それから 151ページ、2 目扶助費、20節扶助費では生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭の扶助ということで8 種類から成っております。 以上であります。

- ○委員長(桐生清太郎君) それでは、第3款民生費について質疑を行います。ご質疑願います。 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 144ページの7節賃金ですが、ここで臨時、パート保育士賃金ありますが、 今正職員と臨時、期限つきの人の割合ではどうなっているのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 今大体半分半分で、50と49というぐあいになっています。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 期限つきという人はいないのですか。それと臨時職員とのあれを聞きたいのです。今は正職員のことを言ったのでしょう。それと、正職と臨時、パート、待遇面ではどのような違いがあるのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(天木秀夫君) 正規職員は、私ども一般に給与も共済関係もみんな同じ、それか

ら今期限つきといいますか、臨時、パートさん、これも1年ということで期限ということで、それを更新していくということになりますけれども、同じように時給、1時間当たりの定められた賃金と、それから時間に応じて共済というよりも、健康保険の対象となる職員とそうでない職員ということで、1日の勤務時間、1週間の勤務時間、そういった各関係する法に基づいて行われております。

- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) よくわかりました。大体は想像できるのだけれども、手当が要らないとか、 それはわかるのですが、臨時、パートでも長年やっている人もいると思うのです、更新、更新で。 私はやはり長年5年なり何なり経験したら、正職員という道も開けてやるべきではないかと。それには別な資格が必要なのですか、それともこのまま運営していると、賃金の面で助かるから、 そのまま投げておくのか、その辺の考えはどうですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 長く臨時職員等で勤務されている方につきましては、今までも過去にも、最近もありましたけども、その時期に応じて正規職員にということで、改めて採用試験を設けまして、そういう機会を設けまして、正規職員にまず対応するといった方法もとっております。それから、あとはこれも年限は決まっておりますけれども、1年勤務するごとにたしか20円でしたか、時給を上げるということも最高5年まででしたか、そういうふうなことで取り扱いをしています。
- ○委員長(桐生清太郎君) 各委員に申し上げます。 質問の際は、委員長と挙手をし、指名されてからご質問願います。 小林委員、どうぞ。
- ○委員(小林兼由君) 臨時から正職員となる人もいると、それは新たに試験受けてということですが、それは市独自の試験で済むのですか。それと、年間市の試験を受けて正規職員になる人は 大体どのくらいの数で推移していますか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 筆記試験については、総務課のほうで総合事務組合の中級試験でしょうか、それに基づいて筆記試験を行う。あと2次試験として面接等がありますけれども、それについてはそのときによってグループ方式の面接とか、個別面接ということで、総務課のほうでお願いしているということであります。

それから、定数のほう今正規職員が49人ということでありますけれども、それを欠いた場合にまたそういうふうな正規職員にということで、新規採用、それから今言ったような経験ここに何年勤めた臨時の人を対象にした正規職員の採用ということで見ています。

○委員長(桐生清太郎君) 松井委員。

○委員(松井恒雄君) 132ページの扶助費なのですけれども、中国残留孤児の生活資金支給について、不用額が200万円ほど予算が350万円ですけれども、倍以上も、この原因についてまずお聞かせ願いたいと思います。

それから、132ページの老人福祉費の報償費、去年も私やったのですけれども、長寿顕彰条例ですか、100歳になると20万円もらう。そしてまた、101歳になるとまた20万円、長生きすれば20万円ずつもらえるわけですけれども、私はもらう方にすればそれは大変ありがたいと思うのですけれども、人生少子高齢化に入ってどんどん高齢者が増えてきている中身を、我々100歳を目標に人生長生きしたいという願望はあるわけですけれども、いったん100歳になったら打ち切るというような格好にして、その金額についてはそれを支える子育てとか、子づくりとか、そういうところに回すようにするようなことを検討したらどうかと思いますし、また100歳になって健常であればこれにこしたことはないのですけれども、施設に入って年間400万円以上も施設で生活費がかかっているわけなので、そこらあたりからすると、健常に働いている人、100歳以下の人ですけれども、非常に不公平な感じも見受けられますので、その辺再度検討をお願いしたいということなのですけれども、この辺についての考え方がありましたらひとつよろしくお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 1点目の中国残留孤児の関係でありますけれども、今支給されている方は1人であります。この方について、やはり一番大きいのが医療費の支援支給なのです。その医療費について、高齢で病気等も持っている方でありますので、その分についてやはり予算上医療費でありますので、かかる必要だと思われる予算を計上させてもらって、結果的にこの残については医療費の部分で受診が少なかったということで、いい結果が出ているということでありますので、ただこの方も持病がいろいろとあるなということで、私も承知していますので、そのように金額になったと思います。

それから、長寿顕彰の関係でありますけれども、今いろいろに提案いただきました。ただ、私ども長寿顕彰につきまして、新規 100歳で 20万円、それから 1 歳ということで 20万円ずつということで、これもいろいろ過去にも議論されていると思います。いろいろな方法で 1 回 100万円ということで、そういった支給もあるという、他の市町で含めてあるということですけれども、やはり長寿お祝いするという、これは在宅にいても、施設にいても、やはり長寿は高齢化社会と言われても、その人その人の人生があったわけですし、これからもやはり長生きして一つの節目に到達した。今後もやはリーつ一つ年を重ねてほしいというお祝いの意味であります。これで毎年毎年お金で何という話でありませんけれども、やはりこういったものが大事になってくると思いますし、こういったものを子育て支援ということでという話もありますけれども、まずそういった高齢者を敬うという意味では、必要かと私は思っております。

以上です。

- ○委員長(桐生清太郎君) 松井委員。
- ○委員(松井恒雄君) ちょっとさっき言い忘れましたですけれども、この間敬老会が盛大に2カ 所で行われたわけですけれども、あの資料を見ますと、胎内市の人口は3万、ことしは約1%ぐらい、30人くらいですか、99歳の人、これから来年100歳になるというような方、それくらい人 数が増えてきていると。日本全体見ても、3万人以上の人が100歳以上でいるわけです。これは、ごく当たり前の今の日本の長寿社会の変化になっているわけです。それら等を考えると、100歳 過ぎて1回もらって、その後は何もしないというのではなくて、私はそういう意味ではなくて、99歳までもらっている顕彰の規定がありますけれども、それに乗せていくというような格好をとればいいと思うのですけれども、全国に100万円以上今100歳になって出しているところは、そんなに数多くないと思うのです。その辺やはり私は再検討する必要があるのではないかなと思います。もう一度もしありましたら、なければいいです。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 長生きして 100歳の方も年々増えているという現象は現状であります。だからといって、顕彰を祝う場合も含めまして、やはりそこまで長生きされているというのは、やはりそういったものを大切にしていきたいということでありますし、ただ 99歳までの顕彰もあります。そういったものを 100歳もまた引き続き高齢者も増えていく中で、顕彰できるものをやはり考えていかなければならないと思っておりますので、ご協力お願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) 2つほど質問をさせていただきます。

まず、1点目が148ページの20節の子ども手当の部分でございます。これは、民主党の目玉政策で子ども手当、胎内市に5億円ほど手当支給されたわけですが、不用額が3,500万円ほど上がっております。この部分はどういう理由なのかなという部分、人数が変わったのか、それとも支給を辞退したのか、その辺をまずお聞かせ願いたい。

もう一点が次のページ、150ページでございます。生活保護費の部分で、全体でこれ1年前の 実績と比べてみたら3,000万円ほどやはり増えているのです、支出額が。その辺実態はどんな形 で推移しているのか。生活保護の実態についてわかれば教えていただきたい。この2点お願いし ます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 子ども手当につきましては、当初予算よりも3,500万円なにがし との不用額でございますけれども、やはり初めての制度で私どももあります。それで、見込みに ついては予算見込みした結果でありますけれども、この実績として今出た数字でありますので、 人が大幅に減ったとかというようなことでありませんし、当初スタートしたどおりの人数で、ま た申請等をいただいて、それでそれに基づいて支給しているということでありますので、特段こ

の年度については、22年度につきましては数字の変更はありません。ただ、実績と見込みがちょっと上回ったということでありますので、お願いします。

それから、生活保護の関係であります。まず、増えているということでありますけれども、この過去3年を見ますと、保護世帯、被保護世帯として、これ合併時ですけれども、合併時に17年9月に95世帯、118人の方が保護ということでありますけれども、その後2年の3月では92世帯、110、それから22年3月では95世帯で115ということで、今現在これは23年の3月でありますけれども、109世帯、131人の方ということで、今やはりこういった経済状況で雇用の関係と不況の関係で失業されている世帯、雇用になかなか結びつかないといったこと、そういった方たちが若い世代についても相談、申請があります。そういった状況に基づいて保護しなければならない状況でしているということであります。これにつきましては、雇用につきましてはハローワーク等といろいる協議しまして、福祉から就労という今合い言葉でやっていますけれども、いろいろ連携して、働ける人は働く年代で、またその機会がある方はハローワークのほうへ行く等して、いろいろその部分を当たっているというところでありますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) ありがとうございました。その子ども手当の部分、一応計画どおり執行したけれども、3,500万円余ったというふうな回答でございましたが、該当はしているけれども、申請しなかったという人がいるのかどうか。それとももう全員該当者で100%申請したという部分なのか、それ1点です。

あと生活保護については、その1年前から比べたら5人増えた。5人増えて3,000万円増えたという部分、1人当たりがその部分が600万円ぐらいかかるのかどうかわからないのですけれども、どういう形の増加なのかな、概略わかれば。人数が増えたから増えたのではなくて、例えば全体的に医療費が増えたとか、そういった部分なのかどうか。その辺を教えてください。

- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 子ども手当につきましては、申請しない、辞退というのはいません、胎内市には。該当者はいません。対象になる方はみんな申請して支給しています。対象者は全部申請して支給していることになります。
- ○委員(薄田 智君) 100%。
- 〇健康福祉課長(天木秀夫君) はい。

それから、生活保護の関係ですけれども、特に前年度比較したものについては、医療費の部分で入院が何か少ないということで、逆にこの部分は減っていると。全体として生活扶助費は項目は扶助費自体は減っているのですけれども......

- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) 質問の内容は、22年度実績が21年度に比べて3,000万円ぐらい増えている

のです、実績が。それで、人数は5人増えたよという報告があったではないですか。5人増えた部分が3,000万円なのかな、いや、そうではない。全体的にはどういう部分が増えて3,000万円ぐらい増えたのだよというのがわかれば教えてください。こういう質問の内容だったのですが。

- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(天木秀夫君) 薄田委員さんのほうは、今22年度と21年度の比較......
- ○委員(薄田 智君) そうです、支出実績を。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) それで、実際の合計では扶助費だけを見ますと、21年度......
- ○委員(薄田 智君) 生活保護費の全体、トータルで。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 扶助費については、実際は減っているのです。ただ、生活保護の システムを導入しました。その関係で今全体には増えているということであります。
- ○委員長(桐生清太郎君) 花野委員。
- ○委員(花野矢次兵衛君) 135ページの13節委託費、塩の湯温泉運営委託料に関してなのですが、 一応私の考えでは、結局この指定管理者に指定して、管理料というのは多分五、六年はなると思 いますが、やはり何年か経過したら、指定管理料なしでも利用料金だけで運営できるような方法 をこれから目指していくべきだと思いますが、市の考えの基本的な考えをお願いします。

それともう一つ、この資料を請求したところに一番最後にこの資料の中で、指定管理の評価結果一覧表とありますが、やはり4の塩の湯温泉に関しては効果はCで、さらに努力が必要と認められると評価されていますが、その内容について説明お願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 塩の湯温泉の指定管理でございます。今委員がおっしゃるとおり、指定管理料がゼロで指定管理をしていただくということが一番いいかと思います。ただ、ご存じのとおり塩の湯温泉一つとりましても、非常に老朽化しておりまして、今回修繕料とか、工事費を見ていただいても、ポンプの入れかえ、それから冷暖房の更新、それから貯蓄タンクの老朽化というようなことも非常に多く出てきております。そんなことを考えますと、今の入場数なんかも非常に頑張ってくれていまして、入ってはおります。そして、喜んでいただいてもおりますが、こういうことが中に入っているので、まだこの何年かのところについては、やはり抜本的に料金の改正をしたりよくして、そして入っていただくような形で受け入れ体制、よほどの大きな資金をかけてつくり直し等のものがあればいいのですが、今の現状の中ではやはり指定管理料をお支払いしてお願いをしていくというのが今のところしようがないのではないかなということでは考えてございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) いま一度各委員に申し上げます。 委員長とはっきり挙手をし、質問してください。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 指定管理の評価でCランクでございますが、努力が必要というの

は、確かに今のお話のとおり、工事とか、修繕が今必要になっておりますが、今の金額で外のところの行った方はおわかりですが、テニスコートなんかも今使われておりません。そんなことも駐車場も含めて、管理をしながら、もう少し努力をしていくようにということでのCランクだということで理解してございます。よろしくお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) 134ページ、心身障害者福祉費の19節負担金補助金及び交付金についてですけれども、心身障害者関係が3項目ありますけれども、第2みずほ園というのを新たに建設するのかなというふうに考えますが、勉強不足で所在地がどこかわからないのでお教えいただきたいということと、胎内市から利用している方が何名いるのか。あと心身障害児託児所事業補助金の内容についてお伺いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 1点目の第2みずほ園につきましては、もう建設して運営をして 何年か経過しております。1人入所しております。新潟市にあります。新潟市のたしか私の記憶 では赤塚のほうです。

それからもう一つのほう心身障害児託児所事業、これにつきましては、心身障害児を持つ親の育成会というのがあるわけですけれども、この方たちが中心になりまして、親御さん、保護者が中心になりまして、学校の春休み、夏休み、冬休み等に長期休みにおいてお父さん、お母さんが仕事等で日中自宅にいられないということであります。そういうときに施設をお借りしまして、市と保護者のほうでいろいろ連携をとりまして、公共施設を中心に、そういった自主的に時間を決めて、専門の保育士、保育士〇Bの方、そういった方を中心にお預かりしているということでありまして、実際に登録されている方、利用されている方は13人、22年度が延べで22人の方が利用されております。この補助金につきましては、その面倒をいただいている方の賃金ということでお支払いしているところであります。

- ○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) みずほ園に1人利用者がいるということですが、いじみの寮にはいないのかどうかと、心身障害児の委託料のこの春休み、夏休み利用の専門の保育士に支払うという補助金だそうですけれども、指導員の方もちょっと高齢化してという話を聞くのですけれども、この補助金は十分な額であるかどうかについてお伺いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) いじみの寮に入所している方が5人、それから学園のほうが3人であります。

それで、2点目のほう、本当にこの指導員さんにつきましては、本当に情熱のある方がこの対応をさせていただいております。高齢化といっても、まだまだ現役で第2の人生頑張っている方

でありますので、これを生きがいにして私たちも本当に応援もらっております。そういった意味では、そういった云々という話は私はちょっと聞こえてきませんし、また賃金が安い、高いという話は、また関係者といろいろ話をさせてもらいますので、よろしくお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) みずほ園やいじみの寮とかに通われる方たちが結構遠くて大変だという 話も聞くわけなのですけれども、将来的に当市に何かそのような関連施設が開設というか、何か そのようなお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) このいじみの学園、いじみの寮につきましては、新発田広域のほうの障害福祉のほうで運営しているということであります。それで、このいじみのについては昨年やはり寮の老朽化、それから耐震の関係等々で、これを移転等そういったことを考える会を構成市町村の担当課長でいろいろ意見をまとめられております。それで、具体的な話はまだどうするか決まっていませんけれども、今回そういったいじみの寮、学園につきましても、同じように移転等についてやはり今年また会議を開くということで、今案内されています。その中で、どこの構成する市町村のところなのか、ありますけれども、そういった議論は今後交わされていくということで思っております。
- ○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) ぜひ場所選定のときには、胎内市は緑豊かでいいところなのでということで、手を挙げていただければと思います。いただけますでしょうか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 具体的な移転場所の検討に入りますときには、各構成市町村でいるいる話、立地条件といったものを話し合われますので、そういったところで胎内市についてもどうぞという話も出てくるかと思います。それにつきましても、いろいろ私のほうの考え方、意見等を述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 松浦委員。
- ○委員(松浦富士夫君) 1点お願いします。

135ページの人工透析者通院交通費助成金ですけれども、この助成を受けた方の人数、それと助成を受けるには何か要件があるのか。その2点お願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 人工透析の人数、今市内で透析を受けられている方は約70人ということであります。そして、実質交通助成を受けている方30人で、年間で323人ということであります。

それから条件、その交通助成を受けるにはやはり所得制限ということでありますので。

- ○委員長(桐生清太郎君) 松浦委員。
- ○委員(松浦富士夫君) この交通費助成なのですけれども、これは一般のバス、タクシー、電車 だけで、自分の車で行った場合は出ないのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 公共交通機関、それからマイカーでもかかわりなく1カ月4.000円。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第3款の質疑を打ち切ります。 次に、第4款衛生費について説明願います。 天木健康福祉課長。

〇健康福祉課長(天木秀夫君) それでは、153ページをお願いいたします。第4款衛生費についてご説明申し上げます。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費については、職員の人件費及びほっとHOT・中条の施設維持管理に係る経常経費、19節負担金補助及び交付金では、休日診療所運営費として新発田地域老人福祉保健事務組合負担金のほか、関係団体負担金の補助、それから155ページ、20節扶助費では精神障害者医療費及び社会福祉施設通所者に対する交通費の助成であります。

次に、2目予防費については、13節委託料では感染症の蔓延防止のための医療機関に個別予防接種を委託、それから19節負担金補助及び交付金では救急患者の医療を確保するため中条中央病院の救急外来運営に要する経費の補助、それから20節扶助費では新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業で、低所得者及び1歳から小学校までの幼児、児童、それから妊婦、1歳未満の保護者に対する助成、子宮がん検診、子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業で中学生から3年生までの女子を対象としております。

次に、157ページ、3目環境衛生費については、水質検査、高畑地内の油回収、臭気測定、側 溝清掃、環境基本計画策定業務等の委託料及び火葬場等の負担金などであります。

次に、159ページ、4目母子衛生費については、13節委託料では妊婦健康診査、乳児精密検査、 歯科検診、20節扶助費では不妊治療に要する費用の一部助成と子供の医療費の一部助成でありま す。

次に、16パージ、健康増進費については13節委託料では、成人、高齢者保健の特定健診、各種がん検診及び特定健診事後指導会に要する経費となっております。

次に、163ページ、2項清掃費、1目塵芥処理費については、ごみの処理に係る経費であり、 ごみ指定袋の作成管理費、指定袋の販売手数料やごみ収集、分別に係る経費、焼却場や不燃物処 理場などの運営に係る新発田地域広域事務組合の負担金などであります。

2目し尿処理費では、し尿の収集、運搬に係る経費と下越清掃センター組合の運営に係る負担

金であります。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(桐生清太郎君) それでは、第4款衛生費について質疑を行います。ご質疑願います。 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 158ページ、委託料ですが、私は前にもこれ聞いたことがあるのですが、 油分離施設管理委託料、これたしか高畑のことを言っているのですよね。
- ○委員長(桐生清太郎君) 藤木市民生活課長。
- ○市民生活課長(藤木繁一君) そのとおりでございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) これ前に聞いたときも、これは原油ではなく製品ですという説明でした。 それがこんなに何年もわいてくるなんていう、ちょっと業者をかえてみるのも一つの方法だと思 うが、何か進展が全然なされていないのではないかと思うのですが、課長その辺どう考えていま すか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 藤木市民生活課長。
- ○市民生活課長(藤木繁一君) ただいまのご質問でございますけれども、これにつきましては、 以前から各委員さんからもいろいろな質問を受けてまいりましたし、その都度お答えはしている のですけれども、徐々に回収する油の量は減ってきているというふうなことで報告は受けてござ います。ですから、私どももこれは今後ももう半永久に続くものではないのではないかというふ うなことで考えております。施設管理の委託の業者さんをかえてみるのもというふうなことでご ざいますけれども、その辺につきましては、もう少し様子を見させてもらって、また検討しなけ ればならないというふうなことでございましたら、十分考えてまいりたいと思いますので、よろ しくお願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 原油だったらこれはわかるのです。どうして製品なのにそれが全然原因が つかめない、どこから出ているのかもつかめない。そして、私から言わせると、ただ業者任せ、 言葉は悪いですが、中には悪質な業者であれば、今こういう時代仕事もないと、それを担保する ためにもうちょっとだ、もうちょっとだと、今世間で評判になっているのは悪質な医者が年寄り に要らない薬でもごっそり預けて、そして医療費を高くしているということが評判になっていま すが、本当にそういうことも考えられるわけですから、業者にも市としての態度を強く示して、 それでもし私は本当に何年もこんな無駄な金を使っているのであれば、業者をかえてみて対応す べきではないかなと、そう思うのです。課長もう一回お願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 藤木市民生活課長。
- ○市民生活課長(藤木繁一君) それにつきましては、悪質というふうなことではないと思います

し、十分一年間雨の日も風の日も吹雪の日も、一生懸命頑張ってやってもらっているというふうなことで理解しております。また、確かに委員さんが心配されるのもごもっともでございます。 今私どものほうでは油回収のときに職員も一緒に立ち会ってというふうなことで今お話はさせてもらったところでございますので、その辺十分私どもも中に現場を確認しながら今後も対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) 160ページの下のほう、母子衛生費の20節の扶助費、子ども医療費助成金という部分があるのですが、これは昨年9月から小学校の子ども医療の助成を拡大したということで、その同期比で2,000万円ぐらい増えているのです。少子化には非常に起爆剤になるのではないかなと私は思っているのですが、実際にこの医療費助成でどのぐらいの人が利用したのかなという部分、あと将来的には小学校から義務教育、中学校ぐらいまで当然考えてもいい制度だと思うのですが、その辺の将来の見通しについてお伺いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 子ども医療費の利用ということであります、人数でありますけれども、受給者証の交付ということでお答えしますけれども、2,945人。それで、助成の延べ件数としましては、これ県と市を合わせますと、これ2,945は同じですけれども、県の事業、それを市で上乗せしている部分も含めまして2,945人の受給者証の交付、それから助成延べ件数としましては3万4,478件ということであります。それから入院、延べの入院では392件ということであります。最初のほうが通院です。

それから、今後の年齢拡大ということでありますけれども、小学生までということで今助成させていただいていますし、県のほうもこの9月から所得制限を撤廃したということで、利用も増えていると。それは上乗せで市はずっと前からやっていますけれども、そういったこともあります。県内の中学生までということでありますと、入院についてはある程度中学生については何市町村かあるのです。通院についても何件かありますけれども、10市町村に満たない程度の実施ということであります。そういった状況も考えながら現状等を確認して検討してまいりたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

これ余談ですけれども、医療機関とすれば、本当に助成ということでありますので、医療機関からすれば年々やはり患者数は増えると、低額で診てもらえるということで、ちょっとした風邪、ちょっとしたことでも来るというふうなこともちょっと情報交換の中では言われています。そういったところもありますけれども、ただこれは子供の医療、子育てということもあります、患者負担もありますので、きちんと行政としては対応していかなければならない部分でありますので、今後もそういったような意見も踏まえて検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○委員長(桐生清太郎君) 松浦委員。

○委員(松浦富士夫君) 1点お願いします。

158ページの委託料、その中の臭気測定業務委託料が98万4,900円あるのですけれども、その臭気を測定した箇所何カ所なのかと、年間何回行ったのか。それと、それに関連なのですけれども、臭気チェックモニターも置いたわけですけれども、その成果はどのようになっているのか、お願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 藤木市民生活課長。
- ○市民生活課長(藤木繁一君) まず、臭気測定の件数でございますけれども、事業所で12事業所、13カ所を年1回しております。

それから、臭気チェックモニターでございますけれども、これにつきましては、その結果を氏名欄を黒塗りにした形で、全事業所のほうにファクスをして、そしてこういうふうな状態であるというふうなことで注意喚起をしているような状態でございます。それによりまして、あと畜産業者を市の市役所のほうに呼んで会合を持ったり、そしてモニターの状況を話をしたりということで、逐次、次の改善というふうなことでお願いをしているというふうな状況でございます。以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 菅原委員。
- ○委員(菅原市永君) 158ページの15節と13節委託料なのでございますが、先般の今年度の議会 で家屋が非常に崩壊の危機にあるというふうなことで、隣接からの要望でその底地を市が買って、解体するというところと解釈してよろしゅうございますか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 藤木市民生活課長。
- ○市民生活課長(藤木繁一君) これにつきましては、なかなか危険廃屋でございますけれども、やはり所有者がはっきりしていますと、なかなか私ども公では手が出せないというふうなところが実情でございます。ここにつきましては、栗木野新田のところでございまして、数年前に大風でかわらが落ちて、それで道路まで落ちて割れて、そしてバリケードを地域整備のほうでやったところでございますけれども、ここは相続放棄というふうなことでございましたので、私ども市のほうで危険廃屋の撤去、管理する人に承諾はもらっていますけれども、撤去、それから樹木も大きな杉の木が近所のひとり暮らしの高齢者なのですけれども、心配していまして、そういうことで相続放棄というふうなことで、私どものほうでさせていただいたということでございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 菅原委員。
- ○委員(菅原市永君) 内容的には聞いたとおりでございますが、年々少子化というふうなことで、 だんだんその集落においてももう住む人がなくなったような廃屋は、点々と各集落にも出てきて いるわけなのです。その場合、相続放棄した家屋について、基本的には市がどこまでかかわって いくのか。それは、道路とか、生活環境に及ぼす影響があれば当然こういうふうな処置はとらな ければならないと思うのですが、その点の歯どめをどのところに置くのか、それをきちっとして

いただかないと、あちこちから要望出てきて、それ何とかしてくれということにもなり得る可能性も十分示唆できるわけなので、その点の歯どめをどう考えているのか。今回やったところはそれでいいですけれども、今後の歯どめについて、見解をお聞かせください。

- ○委員長(桐生清太郎君) 吉田市長。
- ○市長(吉田和夫君) この廃棄物の解体の関係でありますが、非常にこれ難しゅうございます。 はっきり言いまして、丸美屋さんの関係で公園だということでありますが、特に相続の関係等を 考えますと、来週北信越の市長会があるわけでありますが、その中にも大きな課題として今のっているわけであります。これを国のほうでやはり法令化するか、あるいは市町村での条例関係で もできるか、それは今検討に入っているわけでありますので、これから高齢化社会に向けてのこういう問題が発生しているわけでありますので、これから十分また早急に市の条例でもできるのかどうか、検討させていただきたいと思っております。
- 〇委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 162ページの健康増進費、15節負担金補助及び交付金の最後に、後期高齢 者人間ドック助成金45万円ありますが、これは1人1万円、45人ということですけれども、助成の方法について最初伺います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) お支払い、申請のことですけれども、新発田の健康開発センター につきましては、こちらのほうから直接助成金を支出するという形で、あとほかのものにつきま しては、償還払いということでいったん立てかえてもらうということであります。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) この45人については、新発田の健康開発センター以外の人というのは、結局後からお金が1万円戻ってくる形です。制度が後期高齢者医療制度になったことによってこういうことが発生するのですけれども、それまでは74歳までは国保で毎年人間ドックを受けていて、3分の2の補助を受けていたわけです。ところが、年を越してだんだんやはり健康に不安があるということで、引き続き人間ドックを受けようと思ったら、75を過ぎた途端にこういう形になるわけです。これは制度上の問題なので、受けるほうの問題ではないと思うのですけれども、それで私は45人というのは非常に少ないと思うのですが、国保であれば指定医療機関、さっき言った新発田の健康開発センターですか、も含めた7つ国保ではやっていて、そこで人間ドックを受ければ3分の2については本人負担というのはその3分の1だけで済むわけです。立てかえ払いしなくてもいいという制度になっていますけれども、そういう形を後期高齢者医療の人間ドックもそういう制度にすべきではないかというふうに考えますけれども、それとその助成についても国保と同様3分の2にすべきではないかという、この2点についての今後の考え方を伺いたいと思います。

- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 今丸山委員さんのご意見で、確かにご本人に負担をかけないで利用したいということもあります。制度上の問題でありますし、その辺人数は少ないけれども、国保の3分の2負担と同じような負担率と、それからまた直接償還払いしなくてもいいような制度運用、そういったものを私ども今ここでどうするというのはなかなかちょっと答弁しづらい部分もあります。関係する機関といろいろこういった協議をさせてもらいまして、利用者にこたえていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(桐生清太郎君) ご質疑がないようなので、以上で第4款の質疑を打ち切ります。 次に、第5款労働費についてご説明を願います。 佐藤商工観光課長。
- 〇商工観光課長(佐藤茂雄君) それでは、167ページ、第5款労働費についてご説明を申し上げます。

1目労働諸費の主なものにつきましては、緊急雇用対策事業の経費となってございます。

それから 169ページ、 21節新潟県労働金庫の勤労者への貸付金の預託金でございます。

同じページで、2目勤労青少年ホーム費では勤労青少年ホーム施設の維持管理、運営に係る経費で、施設利用者数は小学生から一般までで1万5,121人でございます。

以上で労働費の説明を終わります。

- ○委員長(桐生清太郎君) それでは、第5款労働費について質疑を行います。ご質疑願います。 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) こちらの決算に関する資料の中の緊急雇用事業の事業名と雇用創出事業 内容とかの詳しい資料をいただきました。この緊急雇用臨時特例交付金で、68名の方を雇用され たわけですけれども、このときの臨時的な雇用で終わる方とその後も継続しなくてもいいのかな と思われるような事業も見受けられるのですが、その内容のその後についてお伺いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 緊急雇用につきましては、原則6カ月でございます。そのほか6カ月でもう6カ月プラスして1年まで働けるという形態になってございます。そんな中で、直接市で雇用している方もございますし、また委託で施設へ出している雇用もございます。そんな中で、できる限り更新を1年間という形の中でございますが、それ以後も使えるような形でやっていきたいということではお願いをしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。

- ○委員(新治ひで子君) では、この 68名の方たちはその後も継続してというふうに理解してよい のでしょうか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 新治委員さんのおっしゃる 68名というのは、直営の部分の臨時職員でございまして、直営というのは市で直接雇用でございます。これにつきましては、最大1年まででございます。1年以上はちょっと無理だということで、1年雇用ということでございますので、ご理解いただければと思います。
- 〇委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 今の新治委員の関連なのですけれども、3つ合わせると103人です。それで、今新治委員が言ったようなことで、こういう人たちというのは結局今の社会情勢の中で企業のほうで解雇されて、それで自治体で雇える緊急雇用という事業を国のほうのお金を使ってやっているわけなのですが、それで引き続きされればいいのだけれども、それでもなかなか生活していくには職がないという方たちがほとんどなのですけれども、この6カ月とか、1年雇用された後にその雇用されながら再就職を、次の就職先があれば一番いいということで、その人たちというのは就職活動するのですけれども、実際追跡調査的にこの事業が終わった後にそういう人たちが一体どういうふうになって生活されているのかというほうがむしろ私は大事になってくる今状況だと思うのですが、そういうことについての調査なり、わかる範囲で教えていただきたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) この事業につきましても、今国から追跡調査のものが来てございます。そこら辺も踏まえながら今やっているところでございます。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) では、今やっていて、まだ結果は出ないわけですね。では、結果が出たら 委員長さんのほうからもぜひ資料をお願いしたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) ただいまの件は、後ほど結果が出たら皆さんに提示してもらいます。 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第5款の質疑を打ち切ります。 次に、第6款農林水産業費について説明願います。 少々お待ちください、今入れかえしますので。
 - 高橋農林水産課長。
- 〇農林水産課長(高橋 晃君) それでは、6款農林水産業費について説明申し上げます。 初めに、171ページ、1項農業費、1目農業委員会費では農業委員会の委員報酬と事務局運営

に係る経費であります。

次に、2目農業総務費では、農林水産課及び農業委員会事務局職員の人件費です。

次に、173ページ、3目農村環境改善センター費は、農村環境改善センターの運営及び維持管理費が主なものでございます。

次に、175ページ、5目農業振興費では、8節報償費でグリーンツーリズム関係ほか、各種研修会の講師謝礼等の経費であります。13節委託費は、長池公園の清掃等管理委託料、フルーツパーク管理委託料及びチューリップフェスティバル会場の栽培管理委託料等であり、14節使用料及び賃借料は長池公園用地の借地料が主なものとなっております。19節負担金補助及び交付金では、米粉用米価下落補填事業補助金ほか、新たな部門での農業構造改善を図るための県単事業補助金及び中山間地直接支払交付金、農業経営基盤強化資金ほかの利子助成金、農業公社補助金ほか市の農業振興を図るための各種補助金が主なものであります。

次に、179ページ、6 目地域農政推進対策費では農地銀行運営委員謝礼が主な経費であります。 それから、7 目フラワーパーク費では胎内フラワーパークの管理運営に要する経費で、16節原 材料費で市内農業者から花苗の購入費が主なものであります。なお、平成22年度の入場者数は 4,300人でありました。

次に、181ページ、8 目堆肥センター費では、宮久地内にあります堆肥センターの管理運営費で家畜ふん尿、家庭生ごみ等で堆肥の生産、製造を行い、胎内市全域に生産物を供給しております。なお、平成22年度の堆肥製造量は2,183トンでした。

下段の9目畜産業費では、地域特産品の生産製造のため飼養している黒豚等の畜産施設及び採草地の管理運営に係る経費です。平成22年度は黒豚34種を出荷いたしました。

次に、183ページ下段の10目農地費では、ほ場整備事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、 農道整備事業等の事業推進及び維持管理に係る経費であり、15節工事請負費で八幡、山屋、東牧 地内の農道舗装工事、17節公有財産購入費では近江新地区ほ場整備保留地をハーブ園用地として 1万7,806平方メートル購入したものです。19節ではほ場整備事業を始めとする各種県営事業の 負担金が主なものであります。

18パージ、11目国土調査費では、黒川地区内の地籍調査、測量作業及び市内全域の地籍図修正等に係る経費であります。

次に、下段からの 12目バイオマスタウン構想推進費では、バイオマス事業推進のための変換施 設運営費が主なものであります。平成 22年度はバイオマス変換施設において、 105トンの炭化肥料を製造し、約 50ヘクタールの農地でその効果について実証実験を行いました。

次に、189ページ、2項林業費、1目林業総務費では13節で松くい虫防除委託料、14節で荒井 浜及び胎内平地内の生活環境保全林用地の賃借料が主なものであります。

19パージの2目林業振興費では、木炭生産に係る経費ほか大長谷地区の学校林や市有林等の

枝打ち委託料が主であります。

次に、下段からの3項水産業費、1目水産業総務費では職員の人件費、193ページの2目水産 業振興費では15節で笹口浜地内の漁船けい留施設のしゅんせつ工事、19節で松塚漁港改修事業に 対する負担金が主なものです。なお、松塚漁港につきましては平成24年9月の開港予定でござい ます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、第6款農林水産業費について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員(菅原市永君) 182ページの堆肥センターの件でございますが、皆様もご承知のとおり宮城、福島からわらの導入によって、汚染された肥育牛が出て、そのふんが堆肥センターに流れているというふうなことで、あまり私もしかと言いたくない話なのですが、このごろ 400ベクレル以下であれば市町村で処理していいというふうな国の方針だと確認しておりますが、それでちまたに胎内の昔豚を飼っていた畜舎のわきに埋めるとか、そういう話が風評で伝わってきております。この点について、市としてはどのような処理をするのか。私も聞かれても、私もそれは議会にも報告ないしという話なのですが、ちまたにそういう話が広まっております。だから、それは別として、今後のその対応については、やはり以下であっても慎重に対応していくべきでないかということを考えておりますが、執行部の考えについてお聞きいたしたいと思います。

もう一点、畜産業費でございますが、182ページの賃金、全体なのでございますが、私もこの件につきましては、再三質問をしておりますので、今後どうするか。あまり細かい面は言いたくないし、言いません。ただ、皆さんからもらった資料の中で、黒豚を肥育し、販売を行う特産生産により地域の活性化を図るという非常にすばらしい文言が入っています。今の状態見ると、活性化を図るというところまでいっているのでしょうか。私の考えでは、雇用対策で人を使って、労働力を生み出して報酬をやっているというふうな解釈もできるわけなのですが、できればこの中にあるように、活性化に資すると、図るという言葉が本物になるのをひとつ願っているわけなのでございまして、その点ひとつ今年度においてもいろんな改革案を3月議会で提示したわけなのでございますが、まずそこでちょっとお聞きしたいのですが、肥育豚34類出荷というふうなことで、我々の手元に来ておりますが、先ほどの課長の発言の中で34頑という2頭増えています。これらについてのなぜ資料と発表するのが違うのか、それを聞きたいし、ではその2年度の34頑売った平均単価は幾らなのか。そうしますと、収入というのは売った金額になりますし、あとは固定経費で人件費、えさ代がほとんどその中に占めるわけなのでございまして、それを考えたならば400頭出しても永遠と赤字は続くというふうな計算に私はなるわけなのでございます。その点まずひとつお答え願いたいと思います。

- ○委員長(桐生清太郎君) 高橋農林水産課長。
- ○農林水産課長(高橋 晃君) それでは初めに、セシウムの関係の堆肥のことについてでございます。

委員おっしゃるとおり400ベクレルというような基準値で国が定めておりまして、それ以下で あれば国では散布をしてもいいし、売ってもいいというような通達が出ているところでございま す。一方で新潟県では100ベクレル以上400ベクレル以下のセシウムに汚染されている堆肥につい ては、現段階では販売、散布等を見合わせてくれというようなことで、これは県からのお願いと いうか、自粛依頼というような形で、口頭で来ております。そのため胎内市におきましては、再 三国、県に堆肥センター内にございます堆肥をどのような処理をしたらよろしいかということで、 指導を仰いできたところでございます。国からは、大分回答長くかかったのですけれども、国が 400という基準を示している限り、それについては一般廃棄物と同等の扱いによって埋めようが、 散布しようが、それは市町村の判断ですというようなことです。そうしましたところ、私どもと いたしましても、ご存じのとおり堆肥センター今満杯の状態でございます。何とか今ある堆肥を 出さないことには地域の畜産業の方々からのふん尿を受け入れることができないという状況で ございますので、早目に処理したいということで、こういう処理方法でよろしいかということで、 隣接する市有地、胎内市が持っている土地です。市有地のところにこういう形で埋めてよろしい かということで、国に問いただしたところ、それでも問題ないという回答を得ました。また、同 じように県のほうにこういう形で埋めていいかということで、念のため県のほうにも照会したと ころでございます。県につきましては、胎内市のやろうとしていることについて特段問題ござい ませんということを口頭でいただきました。ですので、今堆肥センター内にあるものについて、 できるだけ早い段階で隣接する市有地のほうに埋設したいと考えているところでございます。

それから、2点目の黒豚の賃金、黒豚関係、畜産業費のところの賃金でございますけれども、これと全体の収入というようなことでのご質問かと思います。これにつきましては、まず2頭の差から、販売している2頭の差というのは、種豚が2頭入っているか入っていないかという違いで、全体で売ったのは347です。肥育して売ったというのが345ということで、その2匹の差が出たということで大変申しわけございません。それで、平均単価につきましては、1頭当たり4万8,000円という単価でございます。そのほか収入のほうの決算を見ますと、黒豚の皮だとか、内臓だとかの販売金額がございますので、そのまま割り返してもその金額にならないというような状況でございます。これが地域活性化になるかというようなことでございますけれども、今この事業を始めた当初は3軒の肥育農家からその当時の黒川村並びに胎内市が豚を買い取って、それを八ム等に加工して、それこそ畜産振興というような立場の中で事業を実施していたわけですけれども、今残念ながら民間の農業者の方1軒だけのところから豚を買い取っているというような状況でございます。もちろんそういう地域農業者の活性化ということには、当然それ1軒でもあ

る部分ではなっているというふうには考えますし、また今後の方向で従前の春の全員協議会でお話ししましたとおり、幾つかのジャージー牛の事業だとか、それから黒豚の事業だとか、方向的には委託という形で、それによって地域の事業者のほうが潤うような形をとっていくということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 菅原委員。
- ○委員(菅原市永君) 堆肥の埋め立て、埋め戻し、埋めるのにつきましては、国、県から許可を いただいているというふうなことでございます。ただし、防水シートか何かして埋めるのでしょ うか、それともそのままなのか、1点。

それから、肥育黒豚の件なのでございますが、あそこで県と交わしたのが500頭以下というふ うな、500頭を上限というふうな規約で公害対策のほうも地域との規約を結んでいるというふう なことに考えているわけなのですが、例えば400頭生産したとしても、5万円としても250万円の 収益と、単純に考えて。そこへ実績を上乗せしたとしても、まだまだ七、八百万円足りないとい うのが現状なのです。だから、そうしますと繁殖そのものの技術、肥育技術、その辺が民間に比 べて非常におくれているというふうなことで、課で話し合した結果、今後は民間委託も検討の視 野に入れるというふうな今後の経営改善に向かった方法ということで、課長が3月にお話しした、 それも十分承知しておりますが、そうするとその委託単価、指定者管理になって民間に委託単価、 これがでは800万円ぐらい安くしないと当然収支がとれないわけなので、それは段階的に圧縮し てくるという考え方、それはそれで結構だと思うのですが、要はそのような現状の収入、あと固 定費、この中でどこを改善すればある程度の一つの収支が健全化するのか。しかし、地域の活性 化に、1人でも活性化というふうな先ほど意見出ていましたけれども、それも理屈でございまし て、それで 1,000万円の赤字出して活性化になるのかということを私も一言反論したいと思いま す。それはそれでいいのですが、そういうふうな状態を考えて、わかるのです。どういうふうに して、では今後経営改革するのかを真剣に考えて、もうわかるわけなのだから、それをひとつ期 待するわけなのですが、そこを課長ひとつ答えて。

もう一点、この決算資料と私らの提出していただいた資料が数字が 1,000円合わないのです。 これは、四捨五入してそうなったのか、その点ひとつ。

- ○委員長(桐生清太郎君) 高橋農林水産課長。
- ○農林水産課長(高橋 晃君) 初めに、堆肥の埋設についてでございますが、防水シートはあるのかないのかということでございます。これは全面、上の面も含めて防水シートで覆うというような計画でおります。

次に、黒豚の件でございます。委員のほうから 500頭というお話でございますが、仁谷野とか、 追分とか、地域の方との約束の中で、 400頭ということで約束がございます。職員の退職だとか いうようなことで、職員自体の技術レベルを高いまま何年も推移していくというのは現実的には非常に難しいことだというふうに考えております。ただ、この黒豚の施設に関しては、いわゆる今も県の施設ですが、県の施設に関しては市がやっていきますよと、事業主体は市ですよというようなことで、地域とも約束があるというようなことになりますので、そっくりそのまま、全面委託ということは現実的にはできないという状況でございます。ですので、今考えているのは、前回の全員協議会でもお話ししましたが、一部委託、部分委託というようなことで、技術的なものを非常に要求される場面のところ、そこについてはそういう技術レベルの高い民間の方というか、一般の方を雇用していくというようなことを考えております。技術レベルを高めることによって、できるだけロスの少ないもの、今やはりどこの部分を切り詰めていくかということを考えますと、まず1つには賃金ということになるでしょうし、もう一つにはやはりえさ代ということになってくると思います。その辺についても、技術レベルの高いものがそれに携わることによって、少しでも経費節減に努めるとともに、収入の増加を目指すということを考えております。

あと1,000円合わないものにつきましては、これは四捨五入ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 松井委員。
- ○委員(松井恒雄君) 179ページのフラワーパークの費用についてでありますけれども、平成22年度の決算に関する資料をいただいて、よくわかるのでございますが、平成20年から見ても、非常に努力はされていると思いますけれども、全然跡が見えてこないということ、そしてまた入場人数についても先ほど4,300人と、22年度はありますけれども、それで90万円の収入について約1,300万円、1,260万円ですか、経費が使われているわけですけれども、この辺について今後やはりこのまま市でやっていくのか、その辺の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思いますし、もし私やるのであったら、ここの場所はもうやめて、胎内ロイヤルの広場あたりのところをもう少しきれいにするとか、あるいは樽が橋遊園のところに集めるとか、そういう集中特化をやっていかないと、これは本当にずっと赤字が続くのではないかと思うのでございます。そんなことも含めて、お考えをお聞かせ願いたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 高橋農林水産課長。
- ○農林水産課長(高橋 晃君) おっしゃるとおり利用入場者数が4,300ということで、大変少ないというようなご指摘でございます。収入の割に経費のほうが非常にかかっているということでございますが、このフラワーパークという施設の位置づけを採算性がとれればそれは一番いいのでしょうけれども、一つの観光施設、いわゆる例えばロイヤルに来ていただいたお客様がフラワーパークを楽しんでいただくというようなことで、あそこの胎内リゾート全体を一つの面としてとらえ、その一つの目玉にはならないにしても、幾つかの中の一つだというような位置づけの中

でご理解をいただきたいと思います。

また、もう一つには、この花の苗につきましては、従前は自前でつくっていたり、それから市外の業者さんのほうから買っていたりという部分はあったのですけれども、ここ3年ほどは地域の胎内市内の農業者から苗を買うというようなことでやらせていただいているのをご理解いただきたいと思います。いずれにしても、採算性のあるというよりは、公園としての位置づけの中で運営していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 松井委員。
- ○委員(松井恒雄君) 全体的な中で考えてもらいたいという趣旨は私もよくわかるのですけれども、胎内リゾート関係、いろいろな種類があって分散型になっています。それを見越して観光客がどんどん、どんどん来てくれれば私も何も言いません。ただ、やはり平成25年度までにいろいる改革していくということでございますけれども、その一環として市営のアパートもあるわけなのですけれども、果たして本当にそんな相乗効果になっているのか、どうも疑問な点があるものですから、その辺再度あの周辺をどういうふうに見ていくのか、集客をどう考えていくのかも含めて考えないと、非常に今後の胎内市の財政もそう裕福ではないわけで、厳しいわけなので、そういう面でいろいろ考える必要があるのではないかなと思うのですけれども。
- ○委員長(桐生清太郎君) 吉田市長。
- ○市長(吉田和夫君) ご指摘のとおりでありまして、先般のロイヤルの会議でも、あそこがメーンで花を見たい方は多く来るのだそうでありますが、あの中でつり橋もありますし、その中でのやはり面的な皆さんのPR、いわゆるそこを十分PRしながら、中身見ますと、公園にもいい植木があるそうでございます。それらをあわせた中でこれからまたPRしていきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 178ページ、使用料及び賃借料、長池周辺、このぐらいの借地料を払って、利用するのはチューリップのイベントくらいと、もうほとんど利用されていないわけですが、その中でまた利用されていないところの公園清掃等管理委託料 200万円近くあるのだけれども、どこを管理を頼んでいるのかと、このくらいの金使ったら、ではもう少し利用客が来るような工夫をしなければならないのではないかなと思うのです。あれチューリップの場所だけで借りて、あれだけだと年 20万円ぐらいで済むのです。それが全然利用されていないのです。そうすると、やはリリップルのほうの売り上げも自然と伸びてくるだろうし、やはり利用度を図るべきです、三百何十万円、500万円以上も使っているのですから。

それと 192ページ、松くい虫委託料二千六百何十万円だか上がっていますが、私から見ると、この効果はどこに出ているのか。どこをやっているのかという、そういう疑問がわくわけで、端的に海岸通りだけ言うなら、紫雲寺のほうはすごくきれいなのです、下草もそうですし。胎内市

に入ると山はやぶ、松は枯れ放題、それで下はやぶ、この違いは何なのでしょう。それと空中散布が最近見えないけれども、この散布の方法が変わったのか。どの辺で 2,600万円の効果が見られるのか、ちょっとお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 高橋農林水産課長。
- ○農林水産課長(高橋 晃君) 初めに、長池の借地料等についてのご質問をいただきました。平成 14年から借りているわけですけれども、チューリップフェスティバルだけでなく、あそこは長池森林公園というような位置づけの中で、前はご存じのとおり松くい虫で非常にやられて、それから農業の廃プラスチック、ああいうものも廃棄されていたものをきれいにして、市民の憩える場所にというようなことでのねらいの中で事業を実施したわけでございます。これにつきましては、一部ではありますけれども、ほかのチューリップフェスティバル以外のときにでもバーベキューだとかいうようなことで来ておられる方もいらっしゃいますし、また春先だとかいうようなときには、学校のほうでの若干の利用もあるようでございます。ただ、十分な利用があるかということになりますと、まだまだ利用は足りないというふうに私どもも考えておりますので、大いに利用していただくように、また池が最近ハスの花が非常にきれいに咲くというような状況もございますので、その辺をPRしながらやっていきたいというふうに考えております。

ご質問いただいた2点目の松くい虫の件でございます。まず初めに、平成19年度までは当胎内 市におきましても、有人ヘリによる防除を行っておりました。平成20年度から地上散布というこ とでやっておりますけれども、これにつきましては、ご存じのとおり有人へりで行った場合、風 等の影響で非常に広範囲に、いわゆるこれは殺虫剤をまいていることになりますので、飛び散る というようなことがございます。周りには畑もあるというようなことで、その環境への配慮から 地上散布ということでやってきております。地上散布ということは、作業する道がないと松にか けることができないというような状況でございますので、平成 20年からは作業道の確保というよ うなことで、いろいろやってきているところです。20年度からの地上散布の面積ですけれども、 20年度が21へクタール、21年度が37へクタール、22年度が65へクタールというようなことで、年 々散布面積は伸びておりますけれども、小林委員おっしゃるとおり、今特に胎内川よりも新潟寄 りというか、もっと言えば笹口浜、中村浜、村松浜という部分では、もうほとんどが枯れている というような状況も見受けられます。これについては、散布というよりは新たに松くい虫に強い 松を植えるだとかいうようなこともやっていかなければということで計画をしております。また、 きょうも地域の方々が朝いらしていただいて、この松くいにやられた松に関しては、非常に大変 だということでお話を受けております。胎内市としても、担当として非常に重大なことだという ふうに認識しております。ですので、専門家、国、県との指導を仰ぎながら、できるだけ被害が これ以上広がらないような形でやっていきたいと考えております。

また、今お話がありました新発田と胎内市の境がはっきりわかる。まさにそうだと思います。

国道を北上してまいりますと、胎内市に入ると枯れている松が非常に目立つという状況、確かにわかります。新発田市にありましては、まだ畑が近接していないというせいもあるのでしょうか、有人へりによる航空散布をやっているというふうな状況の中でやっているようでございます。 以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) よくわかりました。これは、ひとつお願いですが、長池公園の利用度を上げる工夫をしていただきたいと、痴漢が出るようなうわさの出る、そういううわさの公園にはだれも行きませんので、もっと人が利用すると、そういううわさも出ませんので、その辺ひとつ何とか工面していただきたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑がないようなので、以上で第6款の質疑を打ち切ります。 お諮りいたします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) 昼食のため、ご異議がないので午後1時まで休憩をいたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時00分 再 開

○委員長(桐生清太郎君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、第7款商工費について説明願います。

佐藤商工観光課長。

- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) ご苦労さまでございます。それでは、195ページからでございますが、第7款商工費についてご説明を申し上げます。
 - 1目商工総務費につきましては、職員12名の人件費が主なものでございます。

2 目商工業振興費につきましては、197ページにかけまして、企業誘致推進経費、市場管理及 び中条まつり関係等の委託料、それから商工会の活性化事業及び2億見ていただきますと、貸付 金として地方産業育成資金、中小企業育成資金の貸付金が主なものでございます。

次に、同じく197ページの3目観光費でございますが、199ページにかけまして、胎内リゾート施設を始め、飯豊連峰登山道、櫛形山脈登山道、避難小屋、村松浜海水浴場、きのと観光物産館、はまなすの丘、板額ほたるの里、また地本ミズバショウの整備維持管理に係る委託料及び施設用地の賃借料のほか、201ページにかけまして、観光協会や観光振興団体への負担金並びに観光事業の繰出金となってございます。

201ページ、4目でございます。カントリーパーク費につきましては、樽ケ橋遊園に隣接する

公園でございまして、この施設維持管理、運営に係る経費でございます。

次に、203ページ、5目でございます。クアハウスたいない費でございますが、平成22年6月から指定管理により運営形態が変わりましたが、それまでの1名分の職員給与から施設管理運営に係る経費でございます。6月以降につきましては、13節のところを見ていただきたいと思うのですが、クアハウスたいない管理運営委託料として決算させていただきたいというものでございます。

以上で第7款商工費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、第7款商工費について質疑を行います。ご質疑願います。 ご質疑ございませんか。

薄田委員。

- ○委員(薄田 智君) 198ページの19節負担金補助金という部分で、商工会補助金1,000万円、それから商店街の活性化事業600万円ほど補助金計上されております。商工業の振興ということで、毎年こういうふうな形で補助金出しているのですけれども、なかなか振興するにしても決め手がないというのが今の現状ではないかなと思っているのですが、一度プロの方でもお願いして、この事業の中身というか、どうすれば振興するのかなというのも一つの方法でないかなというふうに思うのでありますが、その辺は検討されているのかどうか、お伺いしたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 薄田委員さんのおっしゃるとおりのところいっぱいございます。 確かにその下のほうの 600万円につきましては、プレミアム商品券でございます。そんな中で、 去年から始めておりますポータルサイト、いわゆる全県の中でも商工会のいわゆるお店屋さん全部インターネットのものをつくろうというのはなかなかないのですけれども、そこら辺も含めまして、やはり特色を出しながら、今までそれこそ電算にあまりかかわっていない方でも中に入っていただいて、そして外に何かを売り出していきたいというようなことも考えて、1つずつ進めてはおりますが、おっしゃるとおり外部の有識者に来ていただいてお話を聞くというのも大変すばらしいことだと思いますので、それも検討させていただきとうございます。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 菅原委員。
- ○委員(菅原市永君) 200ページの13節委託料、地域資源活用調査業務委託料が出ておりますが、 この内容と成果についてお知らせください。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) これにつきましては、今あちこちで皆さんのところでお出しをしておりますけれども、胎内市米の粉の発祥の地ということで、米粉を売っていこうということで、 食のわいわい会議等をつくっております。その中で、米粉を取り上げてべいべいという製品をつ

くったりしながら、まちの観光推進に大きなものにしていきたいというようなことで進めております。ご当地グルメの開発ということでやっておりまして、土曜、日曜につきましても、月岡の国際グルメで新発田でやっておりましたが、そこに出展しながらも、PRをしてというような、この事業ということでございます。この後廊下にいっぱい張っておりますが、29、30でグルメのものをやりたいというようなことで、今出してございます。これも含めてでございます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) 私が記憶間違っていればあれなのですが、実は204ページの委託料のクア ハウスたいない管理委託料とありますが、クアハウスに温泉に何菌だか出たというふうに、この 22年度でしたか、間違っていますか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 昨年の星まつりのときだと思っております。22年度。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) だいぶ営業停止ではないけれども、何カ所かお客様に迷惑をかけた時期が あったと私は思っているのですが、あれは星まつりとかなんとかではなくて、ちょっともう一回。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 新潟の方で1週間ぐらいしてから出てきたということで、レジオネラ菌にかかっていたと。ただ、保健所のほうでも間違いなくここでかかったのかというのが全く特定できないというものでございました。しかし、やはり私ども温泉をはかってみましたら、やはりある程度の、これはどこにも出てくるのですが、出てきましたので、1週間自分たちのところで独自で自重しまして、全部の清掃をやったということでございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) たしか新聞等にも出ていたと思うので、情報が広く伝わったと思うのですが、いったん1週間休んで、いよいよまたやり始めたとき、お客様には変わりはありませんでしたか、減ったとかというふうなことは。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) お休みをするときもそういうことできちんと張り紙をして休ませていただいて検査をしております。その後お客様からは減ったとか、そういうお話はこちらのほうには入ってございません。気になった部分、前と同じ形で入っていただいているものだと思ってございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑がないようなので、以上で第7款の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費について説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長(川崎裕司君) ご苦労さまでございます。それでは、第8款土木費につきまして ご説明をさせていただきます。

まず初めに、皆様のお手元のページ、207ページからになります。1項土木管理費についてご 説明申し上げます。2目終末処理場費では、北排水処理場ほか5つの処理場に係る維持管理委託 料が主なものであります。

続きまして、2項道路橋梁費につきまして、209ページから21ページになりますが、2目道路維持費では、市道全線に係るもので、道路側溝舗装修繕及び除排雪委託料及び除雪機械リースに伴う使用料及び賃借料並びに道路側溝舗装消雪パイプ等の補修に係る工事請負費が主な内容であります。それから、ここのところで繰越金2,000万円出ておりますが、これにつきましては道路維持管理事業の中で、道路補修工事費として23年度に繰り越したものでございます。きめ細かな臨時交付金等を充てさせていただきました。

次に、21から213ページになりますが、3目の道路新設改良費では道路改良工事等に伴う測量調査委託料及び道路改良舗装新設、側溝新設改良、道路融雪施設等の工事費、公有財産購入費並びに県道改良工事に伴う負担金でございまして、実質2年度で負担金等は廃止になったわけでございますが、2年度の繰り越しということで、十二天交差点につきまして今回発生したものでございます。並びに単独補助金に伴う物件補償が主なものでございます。

次に、213ページ、4目橋梁維持費では橋梁点検、橋梁修繕計画策定業務委託等の委託料及び 橋梁補修等に伴う工事請負費が主なものであります。

続きまして、同じく213、3項河川費についてでございます。1目河川総務費では新堀川管理河川除草等の委託料及び奥胎内ダム建設工事負担金が主なものでございます。

次に、215ページになりますが、2目風倉発電所費ではダム工事に伴う臨時電力供給業務委託 料及び水利権送電線使用料、ダム管理経費等負担金並びに風倉発電所運営事業基金積立金が主な ものでございます。

続きまして、4項都市計画費についてでございますが、217ページになります。1目都市計画 総務費では都市計画マスタープラン策定、これ21年から22年の2カ年で策定させていただきまし た。委託料及び中条駅前通り線側溝つけかえ工事ということで、主なものでございます。

次に、2目街路事業費では駅前広場等の消雪パイプ井戸点検、冬囲い清掃、中条駅前駐車場精 算機保守管理委託料、駐車場精算機賃借料等が主なものでございます。

219ページになりますが、3目公園費では白鳥公園ほか10施設の管理委託料、国際交流公園及び森林公園の借地料並びに鴻の巣公園整備工事が主なものでございます。

次に、221ページになりますが、4目緑化推進費では緑地管理、植栽委託料及び新栄町地内に

おきまして、都市計画街路中条駅前通り線の交差点わきで公園を整備するための公園予定地を買収したものでございまして、面積が183.6平方メートル、2筆を買収させていただいたものでございます。

続きまして、5項住宅費でございますが、1目住宅管理費では修繕費、住宅管理長寿命化計画 策定委託等の委託料及び借地料並びに市営、県営住宅等の補修工事費、東牧住宅外壁屋根修繕工 事等の工事費及び木造住宅耐震診断、住宅建築リフォーム補助金、がけ地近接等危険住宅移転補 助金等が主なものでございます。

223ページになりますが、2目住宅建設融資費では、住宅建設宅地購入資金貸付金利補給金が主なものでございます。

3 目住宅建設費では、市営 1 号棟建設のための実施設計、地質調査等の委託料が主なものでございます。

以上で8款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(桐生清太郎君) それでは、第8款土木費について質疑を行います。ご質疑願います。 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 220ページ、使用料及び賃借料で中条駅前広場の駐車場料金精算機賃借料 ありますが、これはその機械を買うとすれば幾らくらいなのか等は考えたことありますか、お調べになったことはある。
- ○委員長(桐生清太郎君) 川崎地域整備課長。
- ○地域整備課長(川崎裕司君) ただいまのご質問でございますが、ここの駐車場を整備して、設置するときにやはりその管理を例えば人間でやるとか、こういう機械でやるとか、いろいろ比較させていただきました。やはりこの機械を賃借したほうが一番お安かったということで、このものを賃借するということにさせていただきました。
- ○委員長(桐生清太郎君) 高橋委員。
- ○委員(高橋政実君) 216ページの奥胎内ダム建設工事負担金に関連いたしますが、2年でしたか、現地にお伺いしたときに、2年度予算は7億円工事費ついたというお話だったのです。1年7億円の工事費がついてではまだもう20年以上建設までかかるという話だったのでありますけれども、このたび何かご案内状いただいておりますが、たぶんその後は順調に予算ついているのではないかと思うのですけれども、向こう何年で完成するようなスケジュールになっているかというようなことをお伺いしたいと思います。

それから、224ページのコーポカーボンデール、これ今どうなっているのか。老朽化に伴う撤退、いろいろ話が出てきているわけですけれども、現況どうなっていますか、お聞かせお願いします。

○委員長(桐生清太郎君) 川崎地域整備課長。

○地域整備課長(川崎裕司君) 奥胎内ダムにつきましては、当初平成25年完成というようなことで計画をさせてもらってきましたが、なかなか国の補助金等もつかないという現状もありましたし、途中で県内でもいろいろ災害があったということで、かなり遅れを生じてまいりました。それで、いろいろ再度検討いたしまして、県会のほうにも承認いただきましたが、平成30年を完成めどということで、今鋭意努力し、皆様にもご案内申し上げました定礎式が10月の25日に挙行されるという運びになったという状況でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

また、コーポカーボンデールにつきましては、前々から皆様からお話出ておりますが、やはり 2 棟ございまして、48戸ということで戸数があるわけですが、実質この8月の31日時点でございますけれども、入居戸数が23戸というようなことで、減ってはきてはいるのですが、まだやはりかなりの方がお住まいということでございまして、この辺については将来を見据えまして、だいぶ老朽化もしてまいりましたので、今後また十分検討し、廃止の方向でやっていきたいというふうに考えてございます。なお、使用料等については今の修理費よりも使用料のほうが多いという状況になってございますので、その辺ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

- ○委員長(桐生清太郎君) 松浦委員。
- ○委員(松浦富士夫君) 1点お願いします。

214ページ、工事請負費で橋梁補修工事とありますけれども、その前に委託料でも点検業務委託料と修繕計画策定業務委託料あります。それで、何カ所修繕が必要になったのかと、この補修工事は何カ所やったのか、お教えください。

- ○委員長(桐生清太郎君) 川崎地域整備課長。
- ○地域整備課長(川崎裕司君) 橋梁維持費の中で、委託料等については老朽化している橋がございますので、その診断をというのとともに、それらの橋を今後どういうふうにしたほうが一番ベターな形で修繕できるのかという、そういう策定をしたというものでございまして、このとき橋梁点検委託料は14.5メーター以下の橋について9橋点検をさせていただきました。それで、修繕計画につきましては、14.5メーター以上の橋4橋ありますけれども、それについて一応計画を立てさせていただいたというものでございまして、その下の工事請負費の橋梁補修工事につきましては、前々から例えば高欄とか、いろいろ頭の部分が壊れていて、下手をすると笠木に手をかけたらぽろっといって落ちたという形もありましたものですから、その辺のところを点検しまして、13橋一応補修をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第8款の質疑を打ち切ります。 次に、第9款消防費について説明願います。 三宅総務課長。

○総務課長(三宅政一君) それでは引き続きまして、第9款消防費についてご説明させていただきます。

225ページをお願いいたします。 2 目非常備消防費につきましては、 1 節報酬では 22年度末で消防団員 742名の報酬であり、 9 節旅費の費用弁償では火災出動、演習、訓練、操作研修等に要する経費であります。

次に、3目消防施設費では18節備品購入費で、小型ポンプつき積載車を新舘、夏井、宮久の各分団に1台ずつ配備したものであります。

次に、227ページ、4目防災費では13節委託料で無線機保守点検委託料、Jアラート改修業務 委託料が主なものであります。

次に、229ページ、5目災害対策費では昨年10月15日に発生いたしました竜巻被害に要した費用であります。

以上で9款消防費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(桐生清太郎君) それでは、第9款消防費について質疑を行います。ご質疑願います。 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 228ページの備品購入費ですが、小型動力ポンプ積載車ですか、千三百何がしかありますが、これは何台分の。

[「3台」と呼ぶ者あり]

- ○委員(小林兼由君) わかりました。それで、これは新規に買うものですか、入れかえなのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。
- ○総務課長(三宅政一君) 入れかえであります。毎年度3台ずつ入れかえさせていただいております。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 毎年3台というのは、これは見込み立てているわけだ。何年くらいもつのですか、この設置されたので。
- ○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。
- ○総務課長(三宅政一君) 何年もつかは、使用頻度にもよるかと思いますけれども、15年は大丈夫だというふうに思っております。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第9款の質疑を打ち切ります。 次に、第10款教育費について説明願います。 小野学校教育課長。

○学校教育課長(小野孝平君) それでは、第10款教育費についてご説明いたします。

それでは、23ページをお願いいたします。第1項教育総務費では、教育委員会費並びに事務 局費で職員給与等の経費が主なものであります。

233ページからの第2項小学校費のうち、235ページにあります7節賃金は、各小学校の特別支援学級の介助員及び複式学級学習指導員等の賃金であります。同じく13節委託料の中で238ページにあります通学自動車運行委託料は、中条、胎内、きのと、築地、鼓岡小学校のスクールバス運行委託と各小学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託に加え、中条小学校校舎屋内運動場地震改修設計委託が主なものであります。14節使用料及び賃借料は、各小学校に設置しておりますコンピューターとそれを利用するためのソフトウエアのリース料金のほか、各小学校の校外学習活動に必要なバスの借上料であります。15節工事請負費は、黒川小学校プール塗装工事、鼓岡小学校キュービクル取替工事が主なものであります。繰越明許費2,660万円につきましては、きめ細かな交付金事業活用によるきのと小学校、黒川小学校、鼓岡小学校のランチルーム空調設備工事であります。

次に、2目教育振興費は、13節委託料の英語指導講師派遣委託と239ページ、20節扶助費の要保護・準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

次に、3目学校建設費、13節委託料は中条、黒川、築地、大長谷小学校地震改修設計委託及び中条小学校校舎屋内体育館改築等工事監理委託が主なものであります。15節工事請負費は、中条小学校校舎屋内体育館地震改築等工事、胎内小学校プール建設工事が主なものであります。

次に、第3項中学校費でありますが、241ページにあります7節賃金は、各中学校における特別支援学級の介助員及び学習補助員並びにさわやかルームの指導員の賃金であります。13節委託料は、各中学校で実施しております冬季通学バス運行委託に加え、中条中学校、築地中学校の耐震改修設計委託が主なものであります。

243ページ、14節使用料及び賃借料は、小学校と同様に各中学校に設置しておりますコンピューターとそれを利用するためのソフトウエアのリース料金等であります。同じく15節工事請負費は、乙中学校の屋内体育館屋根及び照明改修工事が主なものであります。繰越明許費2,650万円につきましては、きめ細かな交付金事業活用による乙中学校ランチルーム空調設備工事、乙中学校キュービクル取替工事、乙中学校特別教室棟暖房機入れかえ工事であります。同じく19節負担金補助及び交付金では、各種体育大会に出場するための派遣費用補助が主なものであります。

次に、2目教育振興費の13節委託料は、小学校と同様英語指導講師派遣委託であります。

3目学校建設費は、245ページの委託料、中条中学校地震改築等工事監理委託が主なものであります。15節工事請負費は、築地中学校耐震補強工事、中条中学校地震改築等工事が主なものであります。

次に、第4項幼稚園費で7節賃金は、臨時教諭の雇用のための賃金が主なものであります。 247ページ、19節負担金補助及び交付金は、中条聖心幼稚園への補助金が主なものであります。

第5項学校給食費、249ページでありますが、13節委託料は東西学校給食センターの調理業務 委託が主なものであります。同じく19節負担金補助及び交付金では、週4回実施しております米 飯給食に係る地元産コシヒカリと標準米との差額を補助する負担金が主なものであります。

次に、249ページの6項社会教育費であります。1目社会教育総務費及び25ページ、2目生涯学習推進費では、職員給与及び社会教育振興のための経費と芸術、美術鑑賞、生涯学習フェスティバルに要した経費であります。また、平成23年3月に計画しておりました自主公演事業に係る委託料376万円につきましては、東日本大震災の影響により延期したことに伴い、繰越明許となっております。

次に、253ページ、3 目文化財保護費では 255ページ、15節工事請負費は坊城館跡整備工事、17節 公有財産購入費は坊城館跡用地購入費であります。

次に、4目公民館費では公民館運営及び各種講座やイベントに要した費用でございます。また、 黒川地区公民館施設改修事業に係る工事費 406万 4,000円につきましては、繰越明許となっており ます。

次に、259ページ、5目産業文化会館費では、産業文化会館の貸し館業務ほか管理運営に要した経費であります。また、産業文化会館設備改修工事に係る工事費77万円につきましては、繰越明許費となっております。

次に、26ページ、6 目図書館費では図書館の運営及び維持管理に要した経費であり、平成22年度は2,468冊の図書の購入、7万4,456冊の図書貸し出しでありました。また、図書館施設整備事業に係る工事請負費2,113万7,000円及び備品購入費32万6,000円につきましては、繰越明許費となっております。

7 目陶芸研修所管理費、263ページ、8 目郷土文化伝習館費、9 目彫刻美術館費、265ページ、10目鉱物陶芸館費、11目文化教育交流促進施設費、267ページ、12目昆虫の森費、269ページ、13目郷土文化保存伝習館費はいずれも施設管理に要した経費であります。

次に、271ページ、7項保健体育費でありますが、1目保健体育総務費では職員給与費や健康 増進とスポーツ振興のための各種大会、教室などに要した経費であります。

次に、273ページ、2目体育施設費では各施設の運営に要した経費のほか、国際交流公園テニスコート、更衣室設置工事、総合グラウンド野球場フェンス張りかえ工事、胎内球場内野改修工事等に要した経費であります。また、中条体育館設備改修事業、総合グラウンド設備改修事業、胎内球場内野改修事業に係る工事費1,709万5,000円につきましては、繰越明許費となっております。

以上で10款教育費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。
- ○総務課長(三宅政一君) ただいまの消防車の出動でありますが、広域農道鳥坂大橋下の河川敷内の中州の下草火災ということであります。
- ○委員長(桐生清太郎君) それでは、第10款教育費について質疑を行います。ご質疑願います。 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 261ページの図書館費ですが、全般について。この図書館の利用者はちなみに何人くらいでしたか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 22年度は2万1,886人です。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) これは2万1,880人ほどということは、この推移としては減っているのですか、増えていますか。ということは、今各よその市町村でも子供の読書離れが激しいと、それで何とか子供に本をということで、読み聞かせ会等を計画して読書を勧めている市町村もあるわけです。やはり胎内市もそういった何か計画はないのかということと、それと市長午前中薄田委員も質問で友好会館ということが出ましたけれども、私は今の図書館では道もちょっと細い、わかりにくい、暗いということで、耐震補強も終わっていますから問題はないのですが、いっそ友好会館あたりのああいう明るいところに今車社会ですので、多少遠くても行くと思うのですが、そういう考えは持っていませんか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 吉田市長。
- ○市長(吉田和夫君) 図書館につきましては、今耐震工事も進めておりますし、またきちんとなるかと思います。ただ、友好会館というのはいい発想なのでありますけれども、私としてはあそこがそういうことになりますと、またいろいろな問題がかなり出てこようかと思うので、あそこはまず県と協議させていただきたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 十分友好会館については考えていただきたいなと思いますし、これからそ ういう図書館の利用者をやはり上げるという努力をしていただきたいわけですが、職員の中で図 書館司書は何人くらいおられるのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 図書館司書の資格を持っておられる職員は3名であります。うち 1名は今現在図書館のほうに勤務しております。先ほどの人数ですけれども、ほぼ横ばい状態で あります。ただ、この利用人数については高校生、中学生あたりは勉強に来ているというような、 人数も入っておりますので、読書ばかりというような、内訳というのはちょっと出ておりません ので、よろしくお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) さっき図書の購入について何冊と、それは数はいいのです。これは、図書はどういう方面の希望とか、そういうのを入れながら本を選んでいるのですか。どういう方面の 人を対象に選ばれていますか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 図書の購入については、利用者の方、また図書館運営委員の方、 その辺の方々からの意見を参考にある程度年度計画で補充して買っておりますし、また 23年度に つきましては、水戸部先生が寄贈してくれたものについても、こちらのほうで欲しいものを買っ てくださいというようなことで、これも低学年の子供の読む漫画本から大人の読むそういった図 書の購入を買わせていただいております。
- ○委員長(桐生清太郎君) 高橋委員。
- ○委員(高橋政実君) 小学校、中学校のコンピューター授業ですが、その稼働率と申しますか、 子供1人どのぐらい勉強しているのか、あるいはコンピューターの稼働率はどういうふうになっ ていますか。

もう一つ、産業文化会館の臭気というのは何があったのでしょうか。コンピューターについては 238ページ並びに中学校費のほうでありますので、 244ページ。それから、産業文化会館の臭気の問題につきましては 260ページであります。

- ○委員長(桐生清太郎君) 小野教育長。
- ○教育長(小野達也君) コンピューターの学習内容についてですけれども、実際にはどの頻度で何時間ぐらいというところは、こちらのほうではちょっとつかんでいない状況がございます。ただ、学校のほうで中学校では特に技術家庭の時間でこのコンピューターを活用させていただいておりますし、さまざまな教科の中でレポートを作成する等に活用をしているという状況があります。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小野学校教育課長。
- ○学校教育課長(小野孝平君) 今ほど高橋委員のご質問の中で、コンピューターの整備ということでございましたので、小学校、中学校の整備状況でございますけれども、小学校で教員用が 154台、児童用が 271台、合わせて 425台、中学校のコンピューター整備台数でございますけれども、教員用が 86台、生徒用が 162台の合わせて 248台であります。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 産業文化会館の臭気原因調査委託料でありますが、こちら産業文化会館の企画展示室が結構異臭がいるということで調べてもらった委託料でありまして、利用者の方々が何か鼻に入るわけですけれども、何か空気がちょっとよどんでいて、においが抜けなく

て何か異臭がしたということで、調査いたしまして、それについては空調等を改善して、ただい まは改善しております。

- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) 272ページの8節の報償費、スポーツ大会賞品代ということで30万円ほど 実績あるわけですが、この賞品代というのは、どんな大会の賞品代なのかなと。ちなみに市民ゴ ルフ大会があります。それの大会の賞品もこの中に入っているのかなという質問ですが、よろし くお願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 272ページのスポーツ大会賞品代でありますが、各団体からカップとか、そういうものに使ってある賞品代でありますし、各種スポーツ団体から優勝カップとか、そういったものに使わせてもらっておりますし、市民ゴルフ大会は個人からいただいている参加費、今回ですと参加費3,000円なのですけれども、そのうちの500円分が参加賞ということで出しておりますので、実質市のほうの予算からは出しておりません。以上です。
- ○委員長(桐生清太郎君) 薄田委員。
- ○委員(薄田 智君) その市民ゴルフの年に3回ぐらい開催されているのでしょうか、その日にちというか、日程についてはどんな形で決めているのかなという部分、何でこんな質問するかというと、ある人からちょっと参加しにくい日程なのだよなと、できればやはり市に4つもゴルフ場があって、市民ゴルフをいっぱいやるので、参加できるような日程を組んでほしいという要望があるのです。具体的に言うと、おとといですか、23日彼岸の中日に市民ゴルフ設定されていますが、なかなかその日もみんな予定あるし、参加者も出れないというふうな話があったものですから、執行部としてどんなふうな考え持っているのかなということでお聞きしたのですが。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 市民ゴルフの日程につきましては、胎内市の市民ゴルフ運営委員会というのを設けておりまして、中条ゴルフ愛好会、黒川ゴルフ愛好会の方々と4つのゴルフ場の代表の方々で日程を調整させていただいております。確かに秋の大会は、ちょうど農家の場合稲刈りともぶつかっているようなお話もあったのですけれども、ほかの日にずらすと、今度またその日ならよかったのにというのもあるし、日程については100%全員がいいというのはなかなか難しいわけですけれども、その辺もまた今後の大会の日程の参考にさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 小中学校の耐震改修について、財政課のほうで面倒してもらって資料をつくってもらいましたのでお聞きしますけれども、超過負担の状況という数字が出ているのですけ

れども、これは補助対象事業 、 とあるのですが、この数字と実際決算書に出てくる数字をちょっと比べてみると、それでお聞きしたいのは補助対象事業の例えば小学校費でいえば3億5,000万円弱の数字というのがどこまで入るのかなということをお聞きしたいのです。実際小学校費耐震改修、設計委託から管理まで入れると約6億7,000万円ぐらいになっているし、中学校では10億円くらいまでなるのです。だから、国の補助対象2分の1、3分の1というのは、どこまでの範囲のものなのかということを最初伺います。難しいかもしれませんけれども。

- ○委員長(桐生清太郎君) 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) お答えいたします。

ちょっと難しい中身でございまして、小学校費で6億円何がしでありまして、端的な言い方をしますと、資料として出しております資料2がございますけれども、6億円何がしかのうち、補助対象事業費として国が面倒を見てくれる対象となるものが3億4,500何がしが対象となるであるうという事業費でございます。ところが、そこにそれだけ対象とならずに補助金の算定をする際には、6億円何がしから3億4,500万円に落とされた後、また3億2,079万円が補助金を算定する上での基本額となったというようなことでございます。それで、そのうち2分の1の補助率のものと3分の1の補助率のものに分かれます。分かれた結果、3分の1、2分の1を掛けまして、4番の1億3,336万5,000円が国から入る補助金に計算上はなったと。ところが、事務費等々もあるので、そこにプラスアルファがつきまして、決算額の補助金としては1億3,488万5,000円が入ってきたということでございます。

ちょっとわかりにくい説明ですが、以上のようなところでございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) これでわかりました。ということは、対象事業というもの、そのものが実際に改修するものの半分ぐらいということになるのですか。また、その半分になってしまうのだ。その4分の1ぐらいしか国から補助金が来ないみたいな感じになるのだけれども、何で補助率が物すごくいいということでこの事業を進めたのだけれども、実際小学校で6億円、中学校で10億円もかかっているにもかかわらず、その4分の1くらいしか来ない仕組みというものがどうも納得いかないわけです。そうすると、その差額というのが結局起債とか、そういう形になるわけでしょう。だから、そこら辺対象にならないのが半分もあるということについての納得できる国が説明どんなふうにしているのか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) 通常の国庫補助金と申しますと、例えば総事業費に対しての2分の1 補助ということであれば、委員ご指摘のとおり1億円かかったとすれば5,000万円が補助金であります。ところが、義務教育と申しますか、文部科学省の補助金の場合は、非常に複雑でありまして、例えば耐震だけでなくて、学校の新規の建設事業なんかも補助対象事業費というものはあ

るのですけれども、実際のかかったお金に対する補助でなくて、文科省のほうでこれぐらいの部分については例えば文科省のほうで補助基本額というものを持ってございます。それで、実際のどこでもそうなのですけれども、胎内市において建設事業をした実際の事業費と文部科学省が想定している基本事業費、1平方メートル当たりと申しますか、こういったものについては幾らという基準単価がずれております。その結果、委員ご指摘のような状況が発生しておりますので、納得のいく説明と言われましても、通常の他の省庁の補助金とは今申しましたような考え方がまるっきり異なっているということでございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 義務教育に係るものだからこそ、なおさら補助率なんていうのはきちっとしてもらいたいという思いが強いのですけれども、こういうものというのは、市長あるいは教育長は市長会あるいは教育長会で、こういうことは国に対する要望事項や何かということで上がっていないのかどうか。私は、これはやはり大問題で義務教育の場で子供たちが安心して教育を受けるための補助事業だということで、各自治体が使っているにもかかわらず、こんな補助率では一般会計、起債も含めたお金の割合が物すごく多くて困るということになるので、当然その意見として上げておく内容だと思うのですが、そういう動き等についてあったらお聞かせください。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丹呉副市長。
- ○副市長(丹呉秀博君) 市長さんが答えるべきなのですけれども、副市長会で議論されるという 案件が市長会に上がるわけでございますけれども、毎年毎年、去年もそうでございましたけれど も、この学校についてのいわゆる補助率を上げてほしいという要望、要求が毎年上がっておりま す。補助率は低いのですけれども、文科省のほかの起債関係の地方交付税の充当額70%で、文科 省関係にしては高いのです。それで補助金を下げているというあるのですけれども、いずれにし ても3分の1の残りが起債になったとしても、借金は借金でございますので、この補助率のアッ プについては、毎年市長会にも、教育長会でも上がっているそうでございますので、要求は上が っております。

以上です。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) わかりました。それで、起債を起こした場合の交付金、交付税なんかで見てもらうというのもあるのですか、これは中に。
- ○委員長(桐生清太郎君) 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) 今回のこの耐震の起債を起こしたものは、合併特例債を使ってございますので、70%ほど交付税算入がございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) これ特例債使わなければでは全くないというふうに理解していいわけです

か、耐震の場合。

- ○委員長(桐生清太郎君) 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) 義教債になるかと思われますので、全く交付税算入がない起債ではありませんけれども、私今ちょっと何%か、合併特例債ほどよくはないと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) 236ページ、介助員賃金とありますが、これは小学校、中学校でしょうか。 ちなみに介助員、だいぶ胎内市は20人、30人ぐらいあれしているという話ですが、小中合わせて 何人ぐらい介助員いますか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小野学校教育課長。
- ○学校教育課長(小野孝平君) 今介助員の人数ということでご質問ございました。小学校の介助員が31名、中学校の介助員が5名であります。 以上でございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) 胎内市の教育行政は、他町村から来た先生方のお話を聞けば、特にこの介助員はたくさんで、本当に胎内市は子供の教育にはきめ細かくやっているというお褒めの言葉を他町村から来た先生方からそういうお話をいただいております。私も実際現場、学校に行って子供たちと介助員と一緒になって教育現場に携わっている姿を見ると、やはり一生懸命に勉強したい人たちには、あまり負担をかけないでお勉強できるというシステムは、本当に他町村に誇れる介助員だと私は思いますが、さて私がこうたどり着いて、ずっとのぞいてみると、何でこんなに介助員の今始まったことではないと言うかもしれませんが、こんなに子供たちに精神面で負担というか、変わったのかなということは教育現場としてはいろいろ調査していると思うのですが、そういう調査というのはしたことがありますかありませんか、お伺いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小野教育長。
- ○教育長(小野達也君) 市または市教育委員会独自では、そのような調査を行った覚えは、私の 記憶ではありません。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) 私が想像するところによれば、それは個人がありますので、なかなか調査は入りにくいと思うのですが、今子供たちの生活環境が随分変わっているのではないかなと。私らの時代であれば2世代、3世代同居の子供たちがほとんどでしたので、それはいいとして、なかなかそういう部分でキレる子供たちがいるというのは、やはりこれからは大きな問題になるのかなというふうに私も思っているのですが、そういう部分で特段注意は介助員でとめて、あとはしていないということでしょうか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小野教育長。

- ○教育長(小野達也君) キレるというお言葉がありましたけれども、軽度のそういった発達障害に対するケアであるとか、特別支援教育であるというのは、やはり今後必要になってくるのだろうなというふうに私自身は思っております。ただ、今傾向といたしましては、特別支援学級に在籍する児童生徒のほかにも、普通学級、一般の教室のほうで勉強させてくれという保護者がいるというようことになりますと、やはり他の児童生徒への影響であるとか、教職員の負担のことを考えますと、この部分についても介助員というものはどうしても必要になってくるというふうに思っておりますし、胎内市確かに介助員の数多うございます。非常に一生懸命頑張る保護者、先生方を応援するために県内随一のこういった介助員制度を今後も継続していきたいというふうに考えております。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) これからもずっと継続していくということなのですが、結果的にはひもといてみると、増えているというのが現状ですか、それとも横並びということですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 小野教育長。
- ○教育長(小野達也君) ここ数年は横ばいで推移してきているというふうに思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) 254ページの文化財保護費について3点質問いたします。

7の賃金、遺跡発掘調査の場所についてお伺いします。8番の報償費、文化財調査費等協力というのは、どのようなことなのか、内容について伺います。

次のページ、256ページの坊城館跡整備工事の実施設計をして、15の工事請負費で工事をして という中で、用地も購入されていますが、これはこれで終了ということなのでしょうか。今後も 何か計画が別にありますでしょうか。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 254ページ、遺跡発掘調査等賃金の場所でありますが、黒川、下 館地内の遺跡調査をしておりますところの賃金であります。

それから、文化財調査等協力謝礼というのは、あそこは柴橋といいますか、大塚集落に城の山、 通称一籠山といいますけれども、あそこの文化財関係発掘に係る調査等の謝礼であります。

それから、坊城館の整備でありますが、これは6カ年計画でやっておりまして、ことしが4年目で、25年で終了する予定であります。

以上です。

- ○委員長(桐生清太郎君) 新治委員。
- ○委員(新治ひで子君) 坊城館跡についてですけれども、史跡整備検討委員会謝礼というのが 254ページの報償費にあるのですが、この方たちのいろんな検討にも反映すると思っております が、江上館跡とか、歴史館とかあの辺との関連をどれぐらい関連づけて25年に終了するのか。あ

の辺一帯をどうつなぐのかについてもし計画がありましたらお願いします。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丹後生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹後勝次君) 254ページの史跡整備検討委員会等の謝礼でありますが、こちらにつきましては、城の山の発掘につきまして、文科省のほうへ補助金交付をしているわけですけれども、その中で遺跡という検討委員会でその方向性といいますか、その整備の内容等を検討しなさいというふうな文科省からの指導で、城の山のほうの謝礼であります。これは坊城館については、江上館と一体的に整備をしていくという計画でありまして、先ほども申し上げましたように、6カ年計画で進めておりまして、25年度で完成し、工事のほうは終わって、その後一体的に利用していくような計画であります。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第 10款の質疑を打ち切ります。 お諮りいたします。第 1 款公債費から歳出の最後までについては、一括して審査したいと思う が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(桐生清太郎君) 異議ないので、一括して審査を行います。 それでは、第1款公債費から歳出の最後まで説明願います。 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) 279、280ページをお開きください。第 1 惊公債費でございます。この内容は、長期債の元利償還金と一時借入金の利子であります。

1項1目元金でございます。長期債の元金償還額でございまして、26億4,440万9,725円の執行でありました。22年度の長期債の借入額が35億7,400万円ですので、長期債の残高は2年度末より9億2,959万275円増加しまして、約19億5,203万円となります。しかしながら、22年度の長期債発行に際しましては、これまでと同様に合併特例債などの交付税算入率の高いものを中心に行っております。結果といたしまして、22年度末におきましては長期債残高の約46%の部分については、交付税算入により措置されることとなっております。その交付算入分を差し引きました実質的に償還しなければならない部分の22年度末残高は2年度末と比べますと、約2億5,639万円減少することとなります。

1項2目の利子につきましては、長期債の2年度借り入れ分の借り入れ利率について、当初予算計上よりも平均約0.5%ほど低く借りられたことや一時借入金の借り入れ期間も当初見込みよりも少なく済んだために、不用額が1,500万円ほど発生しております。それで22年度の長期債の償還利子は2億7,181万7,007円でした。一時借入金利子につきましては、各基金からの繰りかえ運用によるものと金融機関からの一時借り入れ分を合わせまして、133万2,493円でございます。

次に、281、282ページをお願いいたします。第 12款諸支出金であります。1項1目公共下水道 事業支出金、1項2目工業用水道事業支出金につきましては、それぞれの会計へ運営費の補助金 として当初予算どおり支出したものであります。

1項3目水道事業支出金につきましても、当初予算のとおり水道料金等の財源対策として貸し付けをした2,000万円であります。

次に、283、284ページ、第13款災害復旧費であります。22年度は支出がありませんでした。

次に、第14款予備費であります。285、286ページでございます。予備費を充用したものは備考欄に記載してあります各款項目の41の節に対して1億7,367万9,000円でありました。主なものといたしましては、東日本大震災関連経費や除排雪経費及び中条中学校の灯油流出事故対策経費などでございました。

以上で1 飲から1 飲の説明を終わらせていただきます。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、第1飲公債費から歳出の最後までについて質疑を行います。 ご質疑願います。

高橋委員。

- ○委員(高橋政実君) 280ページ、一時借入金利子が発生するということは、財布持ちとしては 財布がすっからかんになってしまったということなわけで、非常にうれしいことではないわけで す。そういうことで、一時借入金が発生する理由と、それから今後この一時借入金を発生させな いためにはどうするべきか、聞かせていただきたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) 歳入予算につきまして、起債の借り入れとかは大体翌年度の4月、5月の出納整理期間の借り入れとなります。それから、国県補助金等々につきましても、入ってくるのが3月末などというものが多うございまして、どうしても歳入歳出がとんとんの予算でありますので、入ってくるのが翌年度の4月、5月の出納整理期間、または年度末ということになりますと、どうしても一時借入金で対応せざるを得ません。支払いにつきましては、法律等々によりまして、請求後何日以内という決まりもございますので、一時借入金はなるべく少なくするような資金計画を立てたいと思いますが、今申しました理由でどうしても発生いたしますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で款ごとの質疑を打ち切ります。 お諮りします。ここで、全課長の出席を求めるため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ござ いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご異議がないので、2時30分まで休憩といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○委員長(桐生清太郎君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 それでは、歳入の第1款市税について説明願います。 久保田税務課長。

○税務課長(久保田雅勝君) それでは、歳入の第1款市税についてご説明いたします。

事項別明細書の 19ページから 22ページをごらんください。市税全体の決算額は 36億 4,145万円で、前年度と比較しますと 9,647万 8,000円、率にして 2.6%の減でありました。歳入全体に占める市税の割合は前年度より 0.9% 増の 21% となっております。

税目別に見ますと、1項市民税は13億3,726万2,000円で、前年度と比較しますと4,536万9,000円の減でありました。この理由といたしましては、依然として景気の回復、雇用情勢は厳しく、個人所得の増は見込めない状況でありました。また、法人税については一部の業種で回復の兆しが見られますが、そのほかの業種ではまだまだ景況感が不透明な状況であり、市民税全体では減収となったものであります。このうち1目個人市民税は10億4,608万4,000円で、前年度より1億2,162万3,000円、率にして10.4%の減でありました。

また、2目法人市民税におきましては2億9,117万8,000円で、前年度より7,625万3,000円、率にして35.5%の増となっております。

2項1目の固定資産税は、前年比1.6%減で19億9,234万3,000円でありました。現年課税分の内訳として、土地は前年比0.8%減で6億4,470万6,000円でありました。主な理由としては、地価の下落等により土地の評価が見直されたための減であります。また、家屋については、理由としては新築、増築による新たな課税が主な理由であり、前年度より1,382万8,000円、率にして1.7%の増で8億424万6,000円でありました。償却資産については、前年比にして7.3%、3,918万円の減で4億9,922万2,000円でありました。償却資産については、前年比にして7.3%、3,918万円の減で4億9,922万2,000円でありました。これはまだまだ景況感が不透明な状況下での設備投資の差し控えが要因と考えられます。軽自動車税は7,672万3,000円で、前年度と比較すると94万8,000円で率で1.3%の増となっております。これにつきましては、エコカー減税や補助金により軽自動車の新規登録が要因と考えられます。市たばこ税は、前年比で1.3%の減、税額で210万8,000円の減で1億5,823万7,000円でありました。喫煙者が年々減少していることや禁煙施設等が多くなったこと、また昨年10月のたばこ税の改正などにより禁煙者が増えたことが要因にあると考えます。鉱産税は6,906万円で、前年比で17.7%の減で、税額にして1,482万2,000円の減でございます。これについては、天然ガス並びに原油の産出量の減によるものであります。次ページの入湯税につきましては782万4,000円で、前年度より230万円の減、率にして22.7%の減とな

ります。入浴施設全体的に入浴者の減によるものでございます。

20ページに戻りまして、不納欠損額につきましては、市税全体で487万6,000円ですが、主なものとして固定資産税の滞納繰越分で379万1,000円でございます。欠損の要因としまして、倒産による会社解散及び競売により資産なしとなった企業の固定資産税債権の即時消滅、また死亡、相続放棄、居所不明等により徴収することができないことが明らかであるものについて、法律に基づき処理したものであります。徴収率につきましては、市税全体で現年度分で98.9%、滞納繰越分で22.3%、合計で95.5%と前年より0.1ポイントアップいたしました。

以上、簡単ではありますが、市税についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、歳入の第1款市税について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

- ○委員(小林兼由君) 滞納が年々増えるわけですが、これ5年すると時効というか、消えていくと思うのですが、その時効の分は最近どのくらいで推移しているものですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 久保田税務課長。
- ○税務課長(久保田雅勝君) 市税の滞納分につきましては、処分欠損額につきましては、人数でいいますと 97人が 20年、 21年が 82人、 22年度、ことしの決算額が 68名となっております。金額的には、やはり 20年度が一番多く 1,400万円ほどございました。 21年度が 520万円と、 22年が 480万円と、徐々に少しは減っている状態でございます。

以上です。

- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) 私が聞くのは滞納して5年すると時効だということで、納めなくてもいいと思うのだけれども、それを行政は毎年請求しているわけだから、そういうのは延びるのですか、 どうなるのですか、そこ。
- ○委員長(桐生清太郎君) 久保田税務課長。
- ○税務課長(久保田雅勝君) お答えします。

今税務課で行っているのは、確かに法律では5年間ということで、執行停止というものがございまして、これも法律に基づきまして3年間執行停止しておりまして、その後いろんな条件を見ながらそれを欠損とするものでございます。一応催告は常にやっておりますので、ただ先ほどもまた私のほうで説明したとおり、財産とか何もない人が幾ら未納として上げておいても、もうどうしようもないというものにつきましては、調査した結果おろすような形で、ただ欠損につきましては、毎年毎年のことでございますので、ちょうど20年ごろが一番やはり即時消滅というのがございますので、景気の悪いときが一番やはり多く欠損が生じたような形になっております。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 小林委員。
- ○委員(小林兼由君) よくわかりましたが、昨年度で差し押さえまでして、その滞納分を徴収させてきたという件数は何件くらいですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 差し押さえにつきましては、確定申告がございまして、毎年。その中で差し押さえが 28件でありました。それから債権の差し押さえが 7 件、預貯金差し押さえが 5件ということで、税金全部で 820万円ぐらいございました。その中で税金に充当したものが約 700万円ぐらいでございます。

以上でございます。

○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で第1款の質疑を打ち切ります。 お諮りします。第2款地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金までについては、一括し て審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(桐生清太郎君) 異議ないので、一括して審査を行います。 それでは、第2款地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金までについて説明願います。 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) それでは、第2款地方譲与税から第1飲交通安全対策特別交付金までの説明をさせていただきます。

23ページ、第2款地方譲与税から35ページの第8款自動車取得税交付金までの計8款につきましては、一括で説明をさせていただきます。

27ページの第4款配当割交付金が2件度より増額となりましたが、そのほかの7つの款につきましては、景気の低迷等によりまして、2件度より減額しております。第2款から第8款までの8款合計額で申しますと、1,913万5,000円の減額でございます。

次に、37、38ページ、第9款地方特例交付金につきましては、ほぼ横ばいですが、21年度より 15万8,000円減額となりました。

次に、39、40ページ、第10款地方交付税であります。2年度と比較いたしますと、普通交付税、特別交付税合わせまして 4 億 9,932万 8,000円の増額となりました。内訳を申しますと、普通交付税につきましては、景気低迷による市税の減収などによって基準財政収入額が落ちたことなどによりまして、 4 億 7,324万 2,000円増額し、特別交付税につきましては 2,608万 6,000円が増額したものであります。

次に、41、42ページ、第 1 飲交通安全対策特別交付金につきましては、2 作度より 18万 1,000円の減額となりました。よろしくお願いいたします。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、第2款地方譲与税から第1款交通安全対策特別交付金まで について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑がないようなので、以上で第2款から第1款までの質疑を打ち 切ります。

お諮りいたします。第 12款分担金及び負担金から歳入の最後までについては、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(桐生清太郎君) ご異議ないので、一括して審査を行います。 それでは、第 12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて説明願います。 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) それでは、引き続きまして第12款以降をご説明いたします。

43、44ページの第 12款分担金及び負担金であります。 21年度と比較して 473万円ほどの増額となりました。これは、1項1目2節児童福祉費負担金で過年度分の入園時保育料負担金や広域入所運営費負担金が増えたことが主な要因であります。

次に、45、46ページ、第 13款使用料及び手数料であります。21年度と比較して 1 億 263万 3,000円 の大幅な減額となっております。これは、1項5目1節商工使用料で指定管理者制度へ移行したロイヤル胎内パークホテルや奥胎内ヒュッテ及びクアハウスなどの施設使用料が大きく減額したことが要因であります。

次に、53、54ページをお願いいたします。第 14款国庫支出金であります。これも 2年度と比較して 12億 1,384万円もの大幅な減額となっております。これは、22年度におきましては 55、56ページですが、2項4目1節及び2節におきまして、安全・安心な学校づくり交付金が小中合わせて約 5 億円も増加しております。しかしながら、2年度において大幅に措置されました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や地域活性化経済危機対策臨時交付金などの各種臨時の対策が22年度は措置されなかったということが大幅な減額となった要因であります。

次に、61、62ページ、第15款県支出金であります。2年度と比較して1億883万6,000円ほど増額となっております。1項3目総務管理費県負担金で、東日本大震災支援負担金や63、64ページでございますが、2項4目労働諸費県補助金でふるさと雇用再生特別交付金補助金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金補助金などにより増額したものであります。

次に、第 16款財産収入でありますが、 71、 72ページでございます。 21年度と比較して 1,617万 5,000円ほど減額となっております。これは、 2 項 1 目 1 節の不動産売払収入及び 2 項 2 目 1 節の物品売払収入が 22年度は少なかったということでございます。

次に、73、74ページ、第17款の寄附金でございます。21年度と比較して277万6,000円ほど増額

となっております。寄附を受けた件数は29件でございます。

次に、第 18款繰入金であります。 75、 76ページをお願いします。 2年度と比較して 3 億 309万 3,000円ほど減額でございます。これは、 1 項の基金繰入金におきまして、維持管理のための 1 基金を除きまして、そのほかにつきましては、財源確保や特定目的のための基金の取り崩しを 22年度はこの 1 基金以外はやらなかったということが減額の原因でございます。

75、76ページ、2項の特別会計繰入金でございますが、これにつきましては貸付金に係る償還金や前年度精算金が主なものであります。

次に、79、80ページ、繰越金でございます。21年度から22年度への繰越金は8億1,936万9,711円であります。昨年度と比較しまして3億610万1,291円の減額でございました。

次に、第20款諸収入であります。81、82ページをお願いします。2年度と比較して約5億1,296万円の大きな減額でございます。主な要因でございますが、87、88ページからの5項3目7節の商工費雑入でございますが、使用料及び手数料のほうでも述べたのでございますが、指定管理者制度へ移行したロイヤル胎内パークホテルや奥胎内ヒュッテ、クアハウス関連の雑入が大きく減額したことなどが原因でございます。

次に、93、94ページでございます。第2 飲市債でございます。歳出の公債費でも申し上げましたが、交付税算入率の高い起債の借り入れを中心に行っているところでございますが、22年度は35億7,400万円の借り入れでございました。

以上、歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長(桐生清太郎君) それでは、第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

- ○委員(薄田 智君) 今説明をいただいた39、40ページの地方交付税の件なのですが、2年に比べて約5億円増えたよというふうに説明あったのですが、もうちょっとわかりやすく言うと、なぜ5億円も増えたのかなという単純な質問で恐縮なのですが、平たく教えていただけませんでしょうか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 岩川財政課長。
- ○財政課長(岩川一文君) 普通交付税の制度について、恐縮ですが、簡単に述べさせていただきます。

国のほうで普通交付税につきましては、かかるだけの費用基準財政需要額というものを設けて ございます。それらを積み重ねた基準財政需要額と、それから一般的な市税だとか、歳入につい ては基準財政収入額ということで、その入ってくるだろうというところの 75% 相当分を簡単に申 しますと、基準財政収入額ということでカウントしてございます。それで、基準財政需要額と基準財政収入額を比較いたしまして、基準財政需要額が多ければ収入が少のうございますので、そ

の分普通交付税で措置するというような制度でございます。これが聖籠町とかは......

○委員長(桐生清太郎君) 財政課長、質疑中ですけれども、ただいまの薄田委員のあれは第1 までのところで……。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(桐生清太郎君) 失礼しました。財政課長、続けてください。
- ○財政課長(岩川一文君) 大変失礼いたしました。簡単に申しますと、基準財政需要額と基準財政収入額ということを比較しまして、基準財政需要額が多ければ収入額との差額を交付税で措置するというような制度でございます。したがいまして、22年度につきましては、21年度と比較して一番大きなところで市税の法人税部分が大きいんですけれども、その落ち込みが大きかったために、基準財政収入額が減った。したがって、交付税が伸びたというようなことが、その他もろもろの何が増えたとかということはあるのですけれども、大きな要因としてはそういうようなことで、基準財政収入額が減ったために交付税が伸びたというようなことでございます。大変失礼いたしました。
- ○委員長(桐生清太郎君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) 1つだけ聞きたいのですが、44ページの分担金負担金のところで、児童福祉の負担金、これちょっと教えていただきたいのですが、この広域入所運営費負担金というのは、胎内市によその市町村から入ってくる人たちの子供たちの人数分によってこれは入ってくるのだよね、四百何万円というのは。例えば今よその市町村で受け入れている市町村、どことどこで、大体どこが何人なんていうのはわかるのでしょうか。例えばそれは事前にその市町村間で協定しているのか。ただ、村上市の場合はこっちから行くのはいいよと。しかし、来るのはだめだというふうな、そういう自治体もあるというふうに聞いていますので、今現在胎内市でこの広域入所の関係で、どこの市町村と相互に出したり受けたりというふうな形で、事前協定みたいなのがされているのかというのをまずお聞かせ願いたいと思います。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) 広域入所の関係ですけれども、まず事前協議というのはありません。その市町村において、その方針に基づいて広域入所、委託もするし、受託もするといった基本、各市町村で決定するわけです。それで、そういった各市町村で相談窓口に例えばお母さんが第2子を産む、上の子を一緒に里帰りして連れていって、その里帰りした先の市町村のほうで保育をお願いしたいと、上の子は。それで出産をしますということで、そういう相談の中でそういったことが動くわけですけれども、要はそういったものを相談受けて、相手の市町村のほうへ連絡して、それを市町村で受け入れてくれるかどうかということで、その段階で協議をすると。それで受けるということになれば、委託受託契約を結ぶという格好になります。それで、22年度の実績では私ども市が委託先でありますものは、村上市でお願いしているのが5名でありますし、

それから逆に他の市町村から胎内市のほうへ受け入れしているものについては、新発田市のほうからは4名、糸魚川から1名、新潟市1名、高崎市から1名、上越市から1名の8名ということの実績であります、22年度。

- ○委員長(桐生清太郎君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) この委託、受託の関係というのは、今高崎とか、県外は別にしても、実際こういうご時勢なかなか働く場所というのはもう限定されてくるようなこういう時代の中で、先ほどおっしゃった村上の場合は、委託はオーケーだと、しかし胎内市が受ける受託は市はだめであると、村上市は。やはりそういうのも事前にお互いに市の中で受けるのはいいけれども、出すのはだめだという、そういうのもいかがなものかなという、そういう協議もやはりこれから先というのは働く場というのは広域的に相当広がっているし、そういった従業員のあれも範囲も広がっているというふうな中で、やはりこういうのもただ保護者の頑張りで、努力して、各市町村に行って交渉するとかではなくて、やはり市町村間でそういうのも協議する必要があるのではないかというふうに思うのだけれども、実際こういう問題があっているいろ課長ともご相談させていただいて、結果的に村上市は頑としてだめだというふうな話で、では住所を移さなければならないのかなというふうな、そういうところまでやはり進んでいる状況でもあるし、お互いに村上市みたいにそんなに隣のところでもあるし、やはり市長あたりもいろんな場面、場面でやはりそういう協議のあれがあってもいいような気がするのだけれども、将来的にこれから先というのはそういうのはどうですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 天木健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(天木秀夫君) これ制度的なもので、そういった受け入れ、預けるということがまずないということで、どっちもしなければならないということはないと思うのですけれども、やはり市の方針でやっているということです。これは、隣にいて片方しかできないというような話でなくて、村上市さんと、そういった村上市民の方でそういったニーズがあれば、やはりそういったものを何とか引き受けてくれるようなことを担当としてまたお願いしていきたいと思いますし、また20市のこういう研究会があるのです、福祉の。そこでもまた話を投げかけてみるということでもあります。ちなみに全国的にも今回震災の関係で、福島のほうのある市のほうもやはり今回そういう広域関係でどうですかという話をしたら、広域というより、あっちのほうから他市町村に預けるという制度がないということでありました。だから、こっちのほうでも特別措置として、市のほうで入所したという例もあります。胎内市の市民と同じように市のほうで決定したという、措置したという経緯もあります。制度的にそういった動きであります。

以上であります。

- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) 90ページなのですが、上段の商工費雑入か、そこの部分で上の段の下から

- 2番、指定管理者移行関連事業収入、前年度精算金ということになっております。これのご説明 をお願いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) これにつきましては、リゾート関係第三セクターのほうに、指定 管理のほうに移行したわけでございますが、その前の棚卸関係についてのものは、前年のこちら のものになりますので、ここで精算をして雑入として入れていただいたというものでございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) 赤塚委員。
- ○委員(赤塚タイ君) 説明はわかりましたが、私がもし指定管理者に移行して赤字の場合は別として、もうけた場合はこういうふうに入るのかなというような感じがしたものでちょっと説明したのですけれども、これから指定管理者が何カ所もありますけれども、毎回毎回赤字になっているのではなくて、それが黒字に転換してきたとき、当然指定管理の金額が収入によっては減額されると思うのですが、そういう部分でちょっと気になって聞いたものですが、お伺いします。
- ○委員長(桐生清太郎君) 佐藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(佐藤茂雄君) 済みません。私の説明不足で申しわけございません。 これは、市の会計から今度は指定管理という株式会社に移るに当たって、今まで買っていたもの、棚卸をして、前に買っていた部分についてはやはりこれは市で買ったものですので、お金として独入として入れていただいた、収入として入れていただいたものでございます。収支ということではなくて、前に買っていた分のものを精算させていただくという形でございます。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で款ごとの歳入の質疑を打ち切ります。 それでは、これより認定第1号の各款に共通する事項について質疑を行います。ご質疑願いま す。

丸山委員。

- ○委員(丸山孝博君) 決算に関する資料のナンバー3、これ請求して出してもらったのですけれども、審議会、協議会の開催状況ということで、56件、120回開催したと、22年度したということでありますが、実際には審議会、協議会というのは開かなくても実際に存在するというのはこの56件も含めて全体でどれぐらいあるのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 川又総合政策課長。
- ○総合政策課長(川又 昇君) 全体で90件ほどございます。必ずしも私どもの管轄の総合計画の 審議会ですか、こういうのもありますけれども、こういうのについてはその都度必要な都度開催 するということでございますので、この数の中には入ってございません。全体としては90件ある ということでございます。

以上でございます。

- ○委員長(桐生清太郎君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) わかりました。それで、そこはここに出てこないのでちょっとわからないのですけれども、例えばナンバー5からナンバー9というのは、よく見るとこれは職員の身分に関する委員会みたいに思うのですけれども、これは民間の人も委員の中に入ってやっているのですか。
- ○委員長(桐生清太郎君) 三宅総務課長。
- ○総務課長(三宅政一君) 5番から9番、総務課の管轄ですけれども、職員の関係ですので、内部の職員だけの委員会という形になります。
- ○委員長(桐生清太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桐生清太郎君) ご質疑ないようなので、以上で認定第1号について質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす午前10時から認定第2号から認定第13号までの質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時05分 散 会